

房総半島中央部の横穴墓制（承前）

雨宮 龍太郎

— 目 次 —

- | | |
|-------------------|-------------------|
| はじめに | 6. 政治過程の変遷 |
| 1. 横穴墓型式分類の再考 | 7. 「総国」の外側の世界 |
| 2. 横穴墓諸型式の分布とその変遷 | 8. 「総国」から上総国・下総国へ |
| 3. 横穴墓分布域の意味するもの | 9. 稲置と国造 |
| 4. 屯倉から「国」へ | 10. 大化前代の房総官道 |
| 5. 「総国」の領域支配 | むすび |

はじめに

前稿¹⁾では房総半島中央部の横穴墓制について考察を加えて、小地域に卓越する諸型式を選出して、それぞれの出現・継続時期を確定した。また、その分布論において、大和王権の出先機関である屯倉との強い結びつきを主張した。本稿では前稿の成果を拡充する意味で、九十九里沿岸地域の諸事例を取り込んで、前稿と同様な分析を経て、より総合的な解釈を試みた。その過程で必然的に、前稿では避けて通ることができた、当地における横穴墓諸類型の複雑な多様性と正面から向き合わなければならなくなった。その対応のしかたや結論がどうあれ、それを体験しなければ房総の横穴墓を理解したとはいえないのである。

さて、この程度に広域な地域を分析対象に扱えば、その内部の歴史過程がおぼろげながら見えてくる。具体的にいえば、屯倉の在地の内実がある程度明らかになり、さらに周辺地域との関係にも及んで、当時の房総半島の歴史が浮かび上がってくるであろう——そのような予見と方向性をもって、横穴墓被葬者とは無関係であるはずもない、在地における上級支配者の奥津城としての房総の主要古墳を取り上げて、横穴墓制の変遷と対比した。その対応関係の解釈にあたっては、大和王権と在地首長層との権力的葛藤や、古墳時代から律令時代への時系列の推移といった歴史学的ダイナミズムを基本的針路に据えている。こうした方法論的視座を備えることによって、地方史は中央史と通脈しあい、歴史叙述として、ある種の普遍性を獲得するであろう。

本稿の主題となるであろう在地首長としての国造や、国造と稲置の関係は、大化前代政治史の重要な課題である。従来の古代史研究では、筑紫国造・无邪志国造等一部を除いて、国造の歴史はつねに機械論的制度史であって、個々の国造の顔が見えるpersonal historyとしては語られることが少なかった。それが今回の試みのように、文献史料と考古資料をハイブリッドに分析すると、その結果は制度史よりもpersonal historyとして現れやすい、ということに気がついた。しかも房総の場合は、お互いに絡み合いながら比較的ダイナミックに歴史が展開していたと思われ、個々の国造に焦点を合わせて静態的に羅列するよりも、大和王権>県（屯倉）稲置>国造という全体的な関係性のフレームの中で、躍動する各主体を描き出した方が、歴史叙述として格段に優れているので、本稿の叙述スタイルはそれを踏襲した。

1. 横穴墓型式分類の再考

本稿では前稿の対象領域に九十九里地域を追加して、広域的に分布する横穴墓を再検討してみたい。ここに九十九里地域と呼ぶのは、千葉県東部の大網白里町から銚子市にかけての太平洋に面する沿岸台地一帯である。この地域は東上総、西上総に次ぐ県下第三の横穴墓群集地帯として知られている。この地域を考察対象に組み込むことによって、前稿での不備を補い、房総半島中央部の横穴墓制について、大局的な判断を下すことが可能になるだろう。なお、房総半島には安房地域というもう一つの横穴墓群集地帯が存在する



第1図 九十九里地域の横穴墓分布

が、今回は取り上げないこととする。

第1図²⁾に示すように、本地域の中でも横穴墓が群集するのは4か所の小地区に限定できよう。このうち調査報告事例が蓄積されているのはa地区の大網白里町域とb地区の匝瑳市(旧八日市場市)域で、その地区の全容がおおよそわかってくるが、c・d地区については調査報告が散発的で、現状では地区的な特徴を把握するにはいたっていない。

さて、本節主題の横穴墓型式分類再考の手始めとして、前稿で作成した「横穴墓諸型式の存続期間」(前稿第4表)を整理して、横穴墓諸型式の開削期間を表表してみよう(第1表)。この際、前稿で取り上げた横穴墓諸型式の特徴をあらためて掲げておく。

西上総(W)

- W-1: 平床・長方形玄室・細羨道・無棺床
- W-2: 平床・長方形玄室・太羨道・無棺床
- W-3: 平床・奥棺床
- W-4: 平床・片脇高棺床

W-5: 平床・複数高棺床

W-6: 隅丸方形高壇玄室・無棺床(養老川流域から波及)

W-7: 逆台形複室低壇玄室・無棺床

養老川中流域(C)

C-1: 隅丸方形高壇玄室・無棺床(西上総・東上総へ波及)

C-2: 逆台形高壇玄室(有・無棺床)

C-3: 逆台形複室高壇玄室(有・無棺床)

東上総(E)

E-1: 平床・方形玄室・排水溝・細羨道・無棺床

E-2: 隅丸方形高壇玄室・有棺床

E-3: 隅丸方形高壇玄室・無棺床(養老川中流域から波及)

E-4: 横長長方形高壇玄室・両脇棺床

E-5: 横長長方形高壇玄室・多棺床

E-6: 横長長方形高壇玄室・屋形天井(有・無)

	I	II 600	III	IV	V	VI 700	VII	VIII 800
W-1								
W-2								
W-3								
W-4								
W-5								
W-6								
W-7								
C-1								
C-2								
C-3								
E-1								
E-2								
E-3								
E-4								
E-5								
E-6								

開削期 / 追葬期

(前稿第4表 横穴墓諸型式の存続期間)

	I	II 600	III	IV	V	VI 700	VII	VIII 800
W-1								
W-2								
W-3								
W-4								
W-5								
W-6								
W-7								
C-1								
C-2								
C-3								
E-1								
E-2								
E-3								
E-4								
E-5								
E-6								

第1表 横穴墓諸型式の開削期間

棺床)

※W-6、C-1、E-3は同一型式で、C-1・W-6・E-3と表記する場合もある。

前稿第4表は時期を異にする出土土器の編年観をそのまま表化したものであり、それには各型式横穴墓の開削期と追葬期が、後世の二次的転用期も含めて、セットとして表示されている。そこで、この中から開削期のみを取り出してみる。諸型式の存続期間を通覧すると、その多くは3~4小期にわたっている。なかにはW-5やE-6のように5小期に及ぶものもあるが、存続期間の大勢は3~4小期であろう。この期間に、開削期と追葬期が含まれていることになる。とすれば、一般的な横穴墓の開削期間とは短くて1小期、長くても2小期の中に終了しているという見通しが得られよう。こうして第1表を作成したが、E-4・E-6については、第Ⅲ期に出現するが、主体は検出数が増加する第Ⅳ・Ⅴ期であろう。第1表からは、各型式の開削期間は下記のように明らかになる。

第Ⅰ・Ⅱ期に開削されたグループ…

W-1・W-2・W-3・E-1

第Ⅱ・Ⅲ期に開削されたグループ…

W-4・W-5・C-1・C-2・E-2

第Ⅲ・Ⅳ期に開削されたグループ…

W-7・C-3・E-5

第Ⅳ・Ⅴ期に開削されたグループ…

E-4・E-6

次に、前稿の範囲に九十九里地域を含めた、広範囲の型式分類再検討を行った。その際に、前稿では対象が編年示準土器を出土した横穴墓に限られていたのので、今回は土器の有無に関係なく、型式判定が可能なすべての横穴墓を対象とした³⁾。再検討の基本方針は、前稿で立てた諸型式を中心にすえるものだが、地域が広がり、対象数が著しく増加しているので、さまざまな見直しが必要となった。今、それらの詳細について説明するのはあまりに煩雑に及ぶので、再検討を経た結果をグラフ(第2~3図)で示すとともに、要約を以下に記しておこう。なお、九十九里地域の略号はF(Far-eastの謂)とする。さらにここで、用語について定義しておこう。本稿で使用する「型式」とは、W-1、E-6のように略号を指定して中心的に取り扱うものに限定し、その他の諸類型とは区別している。

グラフは、横軸に横穴墓諸型式を、縦軸には型式認識した横穴墓の個体数をとっている。各地域の上段には前稿で抽出した諸型式を、下段には再検討を経て現

れたさまざまな新類型—前稿には現れなかったまったく新しい類型や、前稿諸型式の混合型等を含む—を列挙した。また、本稿で取り上げる諸型式・類型について、そのグラフ目盛りの頂上に、開削開始時期をローマ数字で書き込んでみた。

さて、このグラフを作成するにあたって、資料を再検討する過程で、以下のように新型式を設定し、必要に応じて修正を施した。

①新地域(F)を追加することによって、そこに分布中心をもつ新型式が加わった。

[補説] 九十九里に分布の中心をもつ型式として、F-1・F-2・F-3を設定した。これらはまったく新しい型式ではなく、前稿でW-5(→F-1)、E-2(→F-2)、C-1・W-6・E-3(→F-3)としていたものである。九十九里のグラフを見ると、この三者の出現頻度が抜きん出ており、前稿で推定した分布中心地域を凌駕しているのので、型式略号を変更した。この三者の開削時期がいずれもⅡ期に開始されることは、九十九里の特色として指摘できるであろう。なお、W-5、E-2、C-1・W-6・E-3の旧番号は、前稿との混乱を防ぐために、そのまま欠番とする。

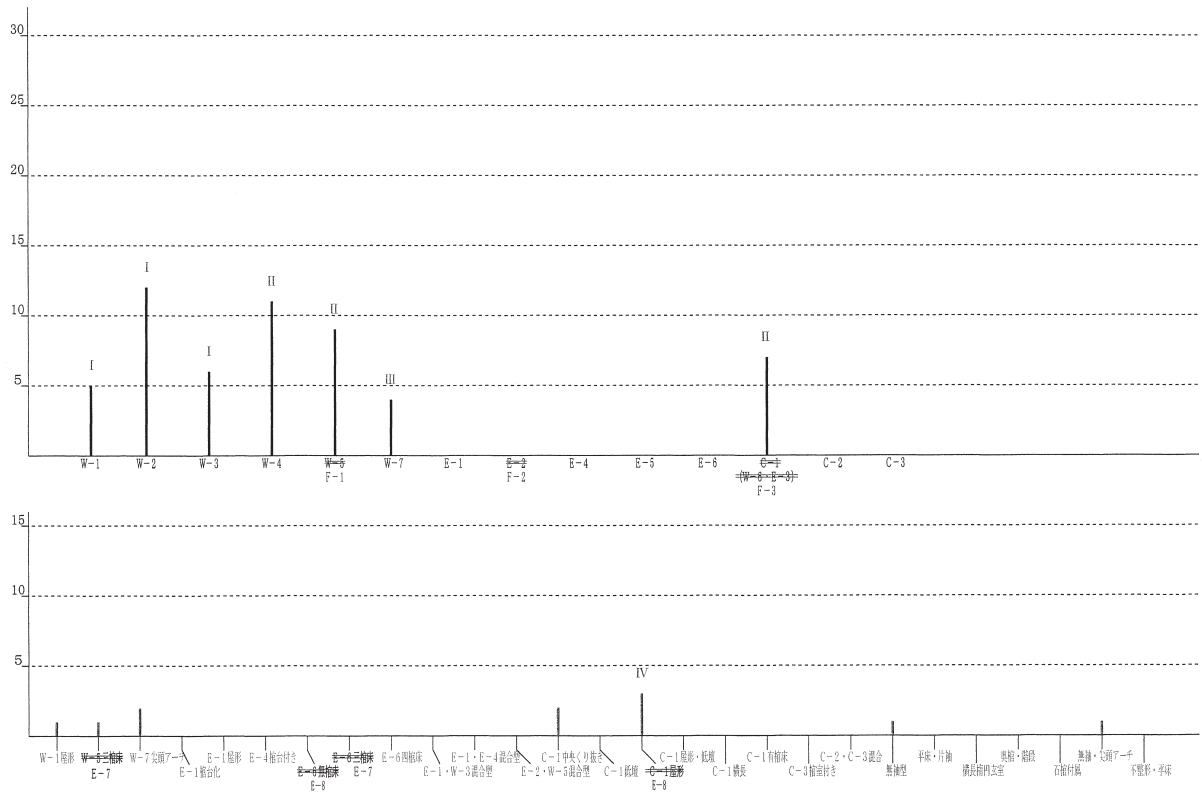
②調査個体数が増加したことによって、従来設定型式が細分化され、同様な形態・構造をもつ他型式と混合ないし同化する場合が生じた。

[補説](事例1) 東上総ではE-6の中でも三棺床タイプが、また、九十九里において、W-5の中でも三棺床タイプが目立っている。両者ともに逆凹字の棺台プランだが、前者では全面高壇化し、後者では中央くり抜き形となる。よってW-5の三棺床タイプを新型式F-4とし、E-6の三棺床タイプを新型式E-7とする。これに伴い、W-5、E-6から三棺床タイプを除外することにしよう。

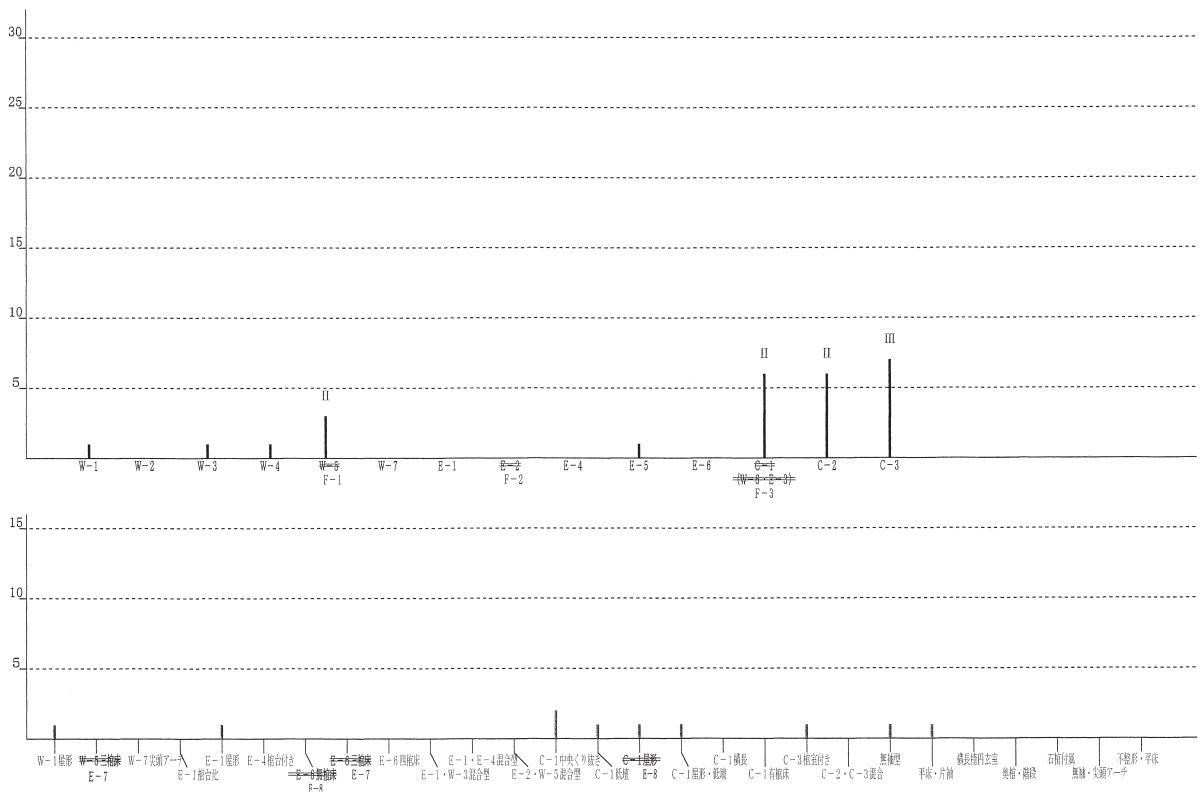
(事例2) 東上総においてE-6の無棺床タイプが目立つが、一方西上総ではF-3(旧C-1・W-6・E-3)の屋形天井タイプが存在する。この両者の玄室プランは、E-6が方形に、また、F-3が横長方形に近づけば、両者の違いは消滅する。確かに両者いずれにすべきかの判断に迷うものもあるので、両者を統合して新型式E-8を設定し、E-6から無棺床タイプを除外しておこう。

③従来設定型式の折衷・混合類型や、まったく異なる類型が存在するが、これらの大多数は、個体数の希少性から型式設定にいたらなかった。

西上総

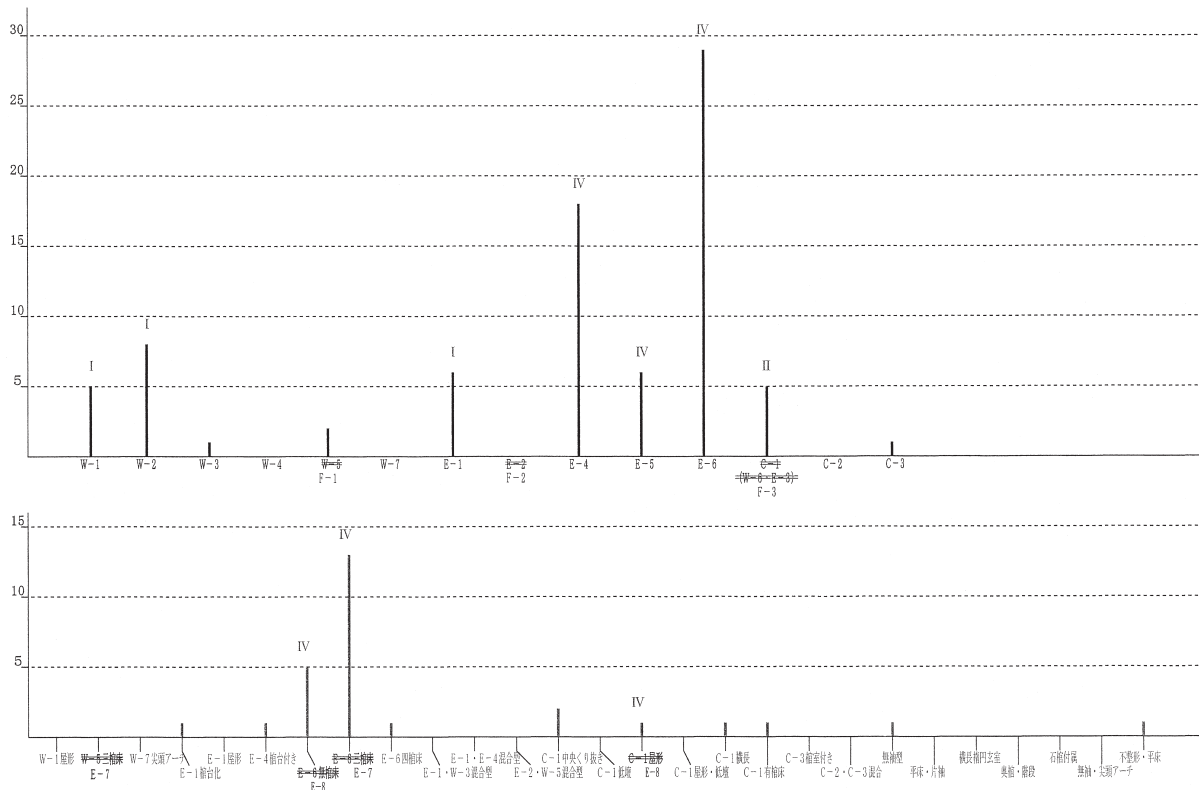


養老川流域

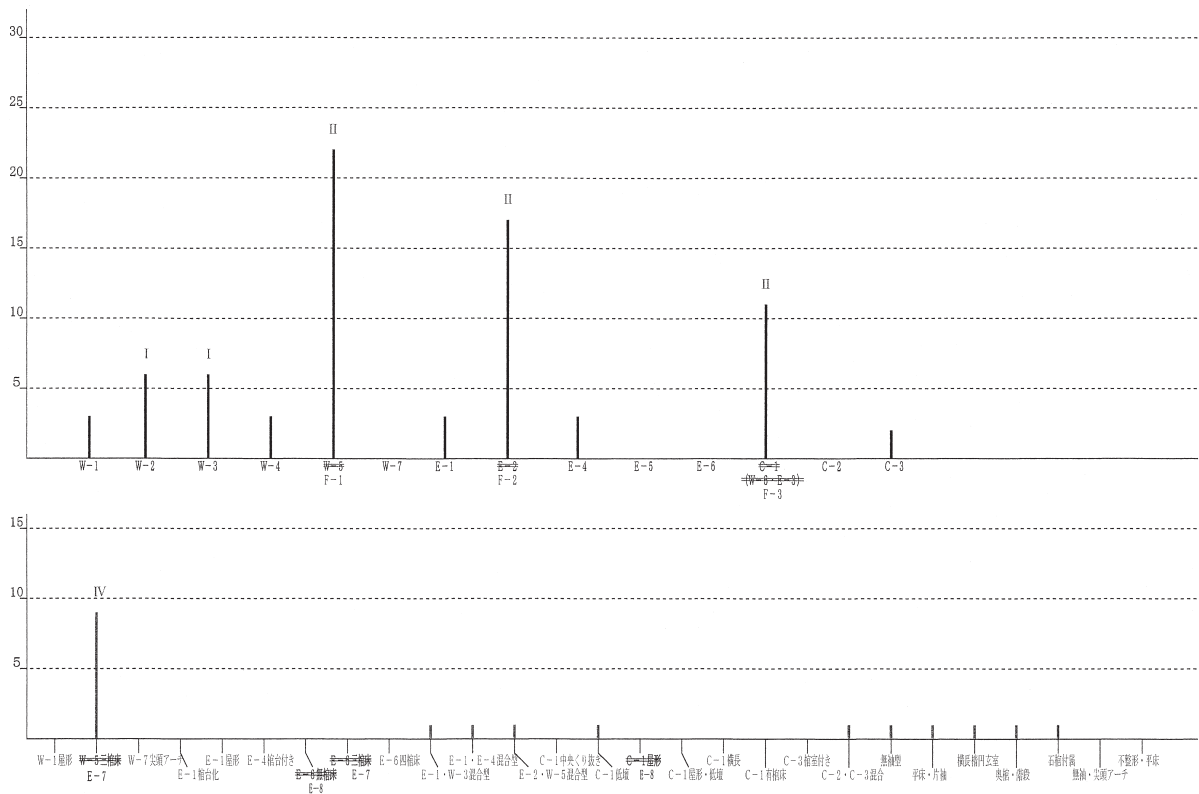


第2図 横穴墓諸型式の出現頻度 (1)

東上総



九十九里



第3図 横穴墓諸型式の出現頻度 (2)

[補説] グラフ各地域下段に掲げた諸類型の大半は、この範疇に属する。折衷・混合類型では、屋形天井が造作されるW-1・E-1・C-1低壇タイプがあり、F-3(旧C-1・W-6・E-3)の中央くり抜きタイプも少数ながら各地から報告されている。また、従来設定型式とは異なる類型としては、玄室天井が尖頭アーチ形を呈するものが、少数ながら西上総に導入されており、九十九里では、玄室内に石棺が付設された事例が報告されている。これらの個々の事例は非常に興味深いのだが、その希少性の故に、房総半島では一大勢力になり得ず、この場で紹介しておくことにとどめたい。

以上の再検討の結果からは、多種類にのぼる諸類型の中から、出現頻度と分布域において重要性が認められる16の型式が明らかになった。その要旨をまとめておこう(第4図)。

西上総(W)

- W-1: 平床・長方形玄室・細羨道・無棺床
- W-2: 平床・長方形玄室・太羨道・無棺床
- W-3: 平床・奥棺床
- W-4: 平床・片脇高棺床
- W-5: 欠番
- W-6: 欠番
- W-7: 逆台形複室低壇玄室・無棺床

養老川中流域(C)

- C-1: 欠番
- C-2: 逆台形高壇玄室(有・無棺床)
- C-3: 逆台形福室高壇玄室(有・無棺床)

東上総(E)

- E-1: 平床・方形玄室・排水溝・細羨道・無棺床
- E-2: 欠番
- E-3: 欠番
- E-4: 横長長方形高壇玄室・両脇棺床
- E-5: 横長長方形高壇玄室・多棺床
- E-6: 横長長方形高壇玄室・屋形天井・単数または二棺床
- E-7: 横長長方形高壇玄室・屋形天井・三棺床
- E-8: 横長長方形または方形高壇玄室・屋形天井・無棺床

九十九里(F)

- F-1: 平床・二高棺床
- F-2: 隅丸方形高壇玄室・有棺床
- F-3: 隅丸方形高壇玄室・無棺床

このうち、あらたに加わった諸型式の開削時期にふれておく。F-1、F-2、F-3はそれぞれW-5、E-2、C-1がそのままスライドしたのだから、F-1はⅡ・Ⅲ期、F-2はⅡ・Ⅲ期、F-3もⅡ・Ⅲ期に比定できる。またE-7はW-5及びE-6をベースにした三棺床タイプだが、その出現頻度は東上総が最も多く、九十九里がそれに次ぎ、W系の本場である西上総には今のところ確認されていない。したがって、この型式は東上総に屋形天井が取り入れられ、E-6の一変種として三棺床タイプが確立し、その影響が九十九里のW-5にも及んで、W-5起源のE-7が成立したと考えてよいだろう。それゆえ、E-7の開削時期はE-6と同じくⅣ・Ⅴ期を中心とするのであろう。E-8については、出現頻度が東上総が多く、西上総が少ない(というよりも、西上総では大満横穴墓群のみに現れる)ので、東上総の屋形天井が西上総に影響したと考えるのが自然であるし、大満横穴墓群の出自こそ問われなければならないだろう。それゆえE-8の開削時期は、E-6と並行するⅣ・Ⅴ期を中心と考えられる。

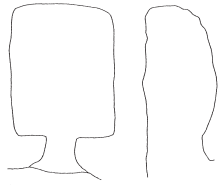
2. 横穴墓諸型式の分布と変遷

次なる作業は、横穴墓諸型式の地域的・時期的な分布偏差を図化して、基本資料とすることである。今までの諸分析は、そのための準備段階といっても差し支えない。さて、第5図が示す房総半島(安房地域を除く)における横穴墓諸型式の変遷について概説しよう。

第Ⅰ期は、W系(W-1、W-2、W-3)が西上総、東上総、九十九里に分布する。また、東上総ではE-1が出現する。養老川中流域には横穴墓はまだ進出していない。

第Ⅱ期は、W系が前期同様、西上総、東上総、九十九里に分布するほか、あらたにW-4が西上総に出現する。E-1は、前期に引き続き東上総に存続する。この時期の特徴は、九十九里を中心とするF系(F-1、F-2、F-3)の登場で、東上総、養老川中流域、西上総にも短期間に波及する。また、養老川中流域に特有なC系(C-2)が出現する。

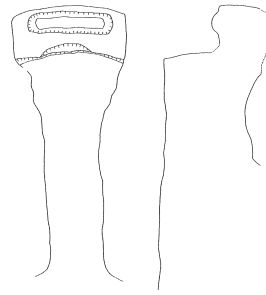
第Ⅲ期は、W系にとって転換期であり、それまで存続したW-1、W-2に代わり、W-4、W-7が登場し、分布範囲はほぼ西上総に限定される。F系は前期同様の分布傾向を示しているのだから、W系が退潮した分、房総半島の主流形式を占めるにいたる。東上総では当初以来のE-1が途絶え、九十九里の影響下のF



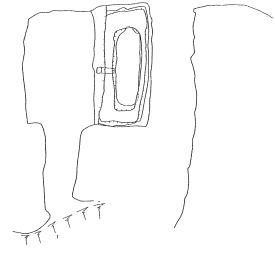
W-1 (富津・西山14号墓)



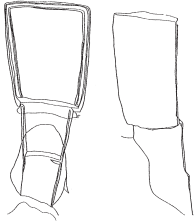
W-2 (君津・市宿11号墓)



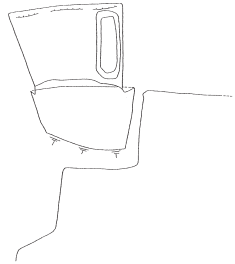
W-3 (市原・岩1号墓)



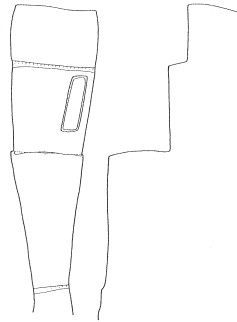
W-4 (富津・西山21号墓)



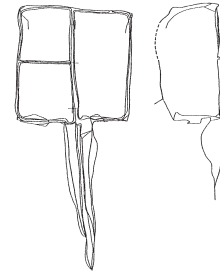
W-7 (木更津・石神4号墓)



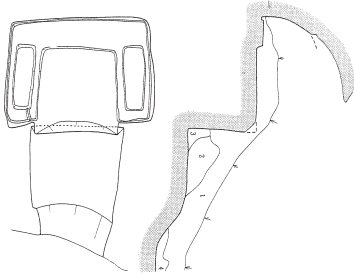
C-2 (市原・西国吉11号墓)



C-3 (市原・西国吉4号墓)



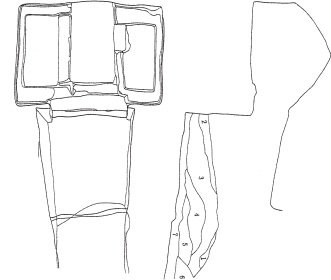
E-1 (茂原・猿袋3号墓)



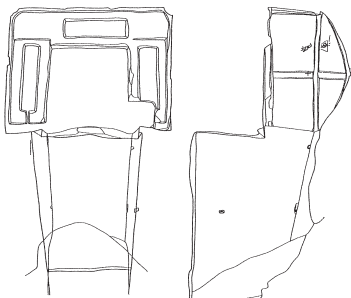
E-4 (茂原・山崎(県七)3号墓)



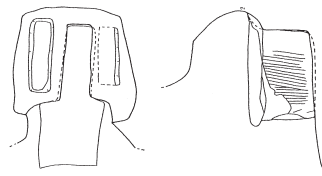
E-5 (長柄・千代丸力丸18号墓)



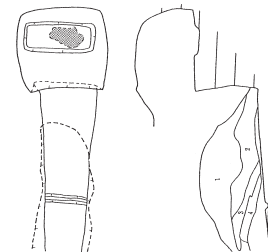
E-6 (長柄・千代丸力丸10号墓)



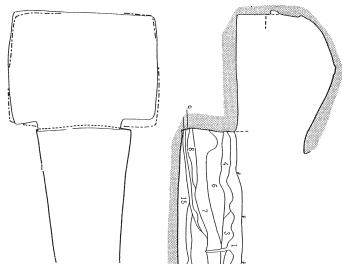
E-7 (長柄・千代丸力丸27号墓)



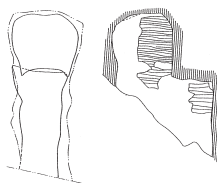
F-1 (大網白里・瑞穂1号墓)



F-2 (大網白里・瑞穂33号墓)



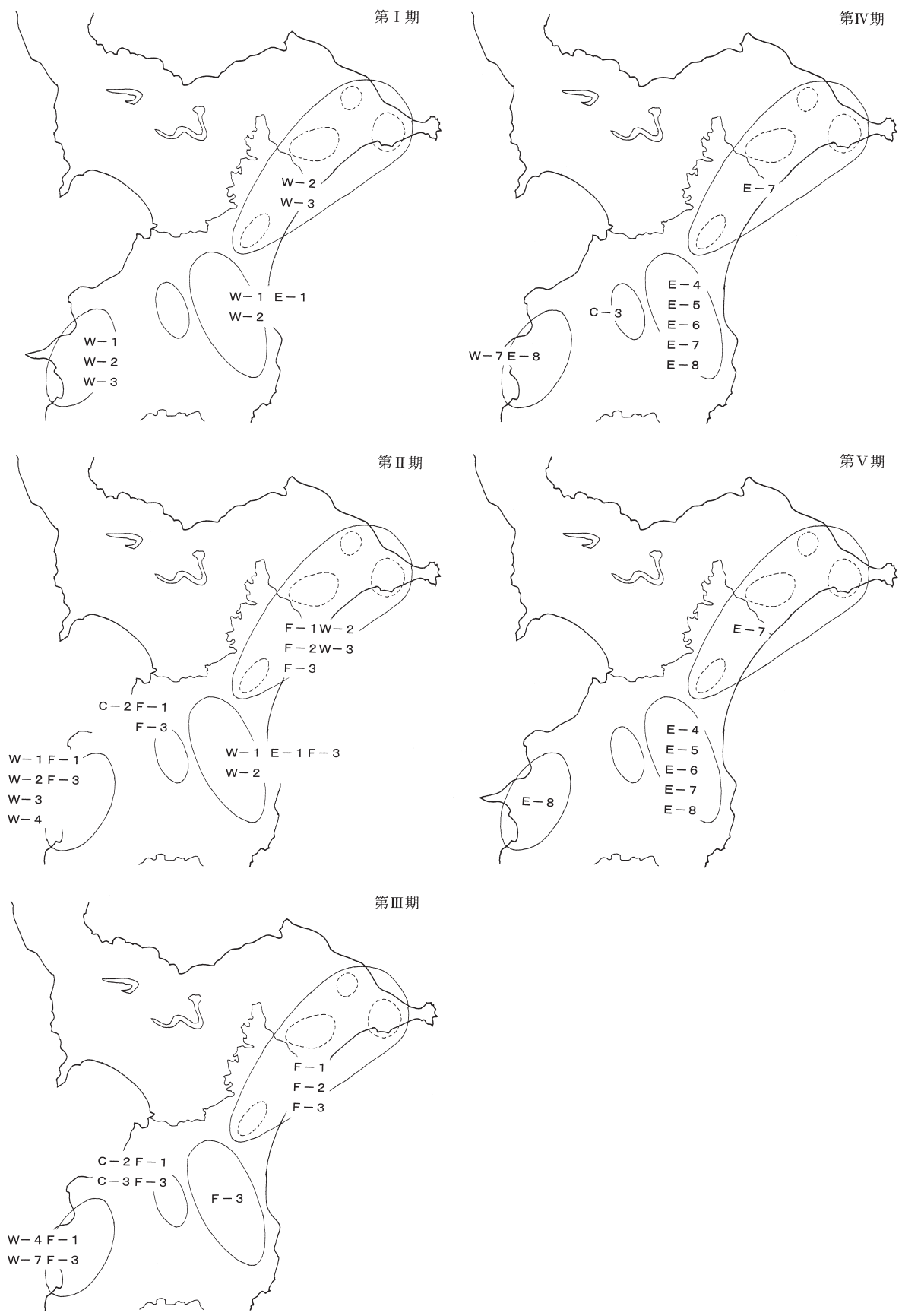
E-8 (茂原・山崎(県七)30号墓)



F-3 (大網白里・餅木2号墓)

(1/200)

第4図 横穴墓諸型式



第5図 横穴墓諸型式の分布状況

- 3が主体となる。養老川中流域では、C-2、C-3のC系が出そろふ。

第Ⅳ期は、房総半島全域での転換期となる。東上総において、あらたなE系が急速に発達する。E-4、E-6を基幹とし、E-5、E-7、E-8が派生した。E系（E-7、E-8）はこの時期、九十九里、西上総にも及んでいる。九十九里では、地元系のF系が消滅してE-7を受容している。W系はW-7がわずかに西上総に残存している。養老川中流域では、C-3が存続している。

第Ⅴ期は、大勢は前期を引き継いでいるが、W系とC系が消滅して、房総半島はE系一色に統一され、量的にみても東上総が房総横穴墓の中心地となった。

このように、複雑な房総の横穴墓の変遷を、系統別に整理すると、比較的わかりやすくなるであろう。ここに登場する主たる系統は、出現順にW系、F系、E系である。

W系は第Ⅰ期早々に広範囲に普及し、なかでも西上総が数において優位にある。しかし、東上総や九十九里との差は接近して、相対的である。このような場合、W系はまず西上総に上陸して、その後陸路伝いに他地域に伝播したのか、あるいは、西上総、東上総、九十九里それぞれの地に上陸したのか、判断に迷う。W系の盛期は第Ⅰ・Ⅱ期で、その後は分布域も西上総に収束して、第Ⅳ期まで存続する。

F系は第Ⅱ期に前期のW系同様、急速に広範囲に普及する。この場合はW系と異なり、量的に九十九里が他地域を圧倒しているため、九十九里に上陸したF系が、陸路他地域に伝播したことが推察できるのである。第Ⅱ期は、W系とF系がともに房総中央部全域に広まり、養老川中流域では独特なC系が出現する等、房総半島横穴墓変遷史中、最も多彩かつ内容豊かな時期である。このF系は、第Ⅲ期まで広範囲に分布した後、急速に収束し、第Ⅳ期にはすでに消滅している。

E系は第Ⅰ・Ⅱ期にE-1が東上総に出現する。これは他地域ではまれな型式なので、直接東上総に上陸、普及したのであろう。第Ⅲ期には途絶えてしまう。後続するあらたなE系とは無関係と思われる。第Ⅳ・Ⅴ期には、F系と入れ替わるように、E-4以下のあらたなE系が、東上総を中心に広範囲に普及する。質量ともに東上総が他地域を圧倒しているため、この系は東上総に直接上陸して、根付いたことにまちがいない。第Ⅳ期にはW系やC系が細々と残存していたが、第Ⅴ期になると、房総中央部の横穴墓はE系のみとなる。

この時期で横穴墓の開削はほぼ終焉を迎え、盛んに開削されるのは東上総のみとなるので、他地域にE系が伝播したといっても、その数は限られていたと思われる。この新たなE系の出現を境として、それ以前の第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ期を前期、それ以後の第Ⅳ・Ⅴ期を後期と呼んで区別しておこう。

以上で房総横穴墓制の即物的な分析を終了する。節をあらためて、分析結果を考察してみよう。

3. 横穴墓分布域の意味するもの

はじめに、房総における横穴墓の分布範囲について考える。前稿では横穴墓制と屯倉の親縁な関係について述べたが、これに関して、房総の屯倉の成立時期にふれてみたい。当面問題となるのは、前回取り上げた天羽郡三宅郷に比定される西上総の屯倉と、東上総に所在する伊甚屯倉である。ちなみに、今回追加した九十九里地域には、ミヤケの古地名は残存していないが、『類聚和名抄』によれば、下総国匝瑳郡に田部郷が登記されているので、田部集団を管理する、屯倉を含むなんらかの機関が置かれていたと推定されるので、これをも一括して考えても差し支えない。

さて、前稿では横穴墓は当初、屯倉の域内に出現して、その後次第に周辺に一東・西上総では主に北方へ一増殖して、その分布域を拡張したと想定したのである。今回の分析でもそれを裏付けるように、横穴墓が第Ⅰ期早々に、点的にはあろうが、西上総から九十九里にかけて、一円的に出現して、第Ⅱ期以降には、明らかに旧来の屯倉の領域を超えて増殖し、その分布密度を濃密にしている。屯倉の成立と横穴墓進出の関係については、屯倉がすでに現地に開かれていたからこそ、横穴墓制—屯倉の耕作民としての田部の墓制—が容易に進出し得たのであって、横穴墓の進出までには屯倉の成立から一定期間が経過していた。これが原則であるが、九十九里では横穴墓が群集する契機は、屯倉建設に先立つ物部小事大連の板東遠征事業であった⁴⁾。この場合は、軍事的遠征→屯倉の建設→横穴墓制の進出という経過をたどったのであろう。小事大連は『先代旧事本紀』中の「天孫本紀」によれば、安閑大王に妃を出した物部木蓮子の弟とされるので、軍事的遠征は6世紀中葉、屯倉の建設から横穴墓制の進出は6世紀後葉にかかるであろう。

屯倉内の墓制であった横穴墓は、進出してまもなく—ほぼ一世代を経て—、屯倉領外に溢出した。この現象は政治史的にみれば、屯倉の膨張・拡大政策にほか

ならない。個々の屯倉はその成立事情を異にし、成立時期も区々であったろうが、横穴墓制の齊一的な進出によってその歴史的個性を失い、画一的な地方行政機関に変化するのである。屯倉の拡大は、そのまま地方における大和王権直轄領の拡大につながり、国造をはじめとする在地首長層を、政治的・軍事的に圧迫して、在地政治社会の再編成を促す主要因となった。横穴墓を呼び込んだ屯倉と、在地政治勢力との緊張状態は、かつてないほどの高まりを呈したはずで、横穴墓被葬者が田部にもかかわらず、その副葬品には農耕具がほとんど見られず、鉄鏃を主体とする武具、玉類等の装身具を中心とするのは、在地勢力に対する自衛的な護身が、かれらの最大関心事であったからにはかならない。農耕具の欠如は、鉄製品を中心に屯倉の工房で製作・管理され、田部の個人所有は許されなかったためであろう。

このように、横穴墓が増殖し、屯倉、またはその類似機関が拡大して、第Ⅱ期には東京湾岸から銚子までの一円的分布を確保しているのである。ここでは、その分布範囲について問題にしよう。その分布範囲には意味があるのである。第5図は横穴墓分布範囲を明示しているが、これに安房地域の主要平野に展開した横穴墓の分布域が加わる。この分布域の意味するところはなにか。デジャヴュー—そう見えるかもしれない。これは令制上総国の原形である（安房国は養老2年上総国から分立、天平13年再び上総国に併合、天平宝字元年最終的に分立という沿革がある）。もっとも両者にはいくつかの重要な出入り—食い違いがある。それを列挙しよう。

- ①九十九里北東部の横穴墓分布域は、令制では、下総国海上郡・匝瑳郡になっている。
- ②九十九里沿岸台地では、上総国に含まれるその南部、第1図a・bの中間地域には横穴墓の密集がみられない。
- ③養老側下流域は令制上総国だが、横穴墓群は進出していない。

こうした出入りがあるにもかかわらず、それらはすべて説明がつけられる。

①について。常陸国香島郡は、海上国造領と那賀国造領を割いて建置された（『常陸国風土記』）。この記事によって、海上国造領が香取流海の北岸にも進展していたことが理解される。香島郡建置によって、下総国に属する海上国造領の一部が削除されたために、その見返りとして、上総国域から海上郡・匝瑳郡が下総

国に添付された、と考えられる。

②について。この地域には後に述べるように、古墳時代後期から終末期の主要古墳が密集している。横穴墓群は、かれらの支配者の墓域帯であるこの地域を敬遠していた節がある。

③について。養老川下流域一帯は、海上国造の支配領域であった。大和王権の政策による横穴墓—屯倉の田部の房総半島への進出は、そもそも上・下海上国造との対抗がその要因の一斑であった。横穴墓が房総に進出した時点では、屯倉勢力と海上国造はまだ拮抗関係にあったとみなされるのである。したがって、この地域への横穴墓の進出は、見送られたと考えられる。おそらく、大化直前、すなわち7世紀の中葉の段階で、海上国造は大和王権に最終的に屈し、7世紀中葉から後葉にかけて海上国造領は令制上総国に編入されたのであろう。

後の令制国規模で屯倉勢力が蔓延したのは、上総国だけではない。相模国領では某屯倉（大住郡三宅郷）を中心として、横穴墓群が大磯町、藤沢市鎌倉市間、三浦半島沿海部に濃密に分布している。その総体は令制相模国の原形であろう。また、武蔵国領では横穴墓の分布はそれほどでないものの、後の東山道武蔵路に沿って、多末屯倉、横淳屯倉、さらに上野領内の緑野屯倉、佐野屯倉が林立する様子は、この時点で東山道武蔵路を基軸にして、高燥な武蔵野台地を縦断して、武蔵国の原形が形成されたとみてなんら差し支えない⁵⁾。このように、屯倉を中核とする大和王権の畿外—とくに東国—における広域的な直轄支配は、6世紀後葉に始まり、6世紀末から7世紀初期にそのピークを迎えるのである。こうした屯倉の拡大、広域化はすでに欽明朝における吉備白猪屯倉で進行していた。周知のように白猪屯倉は「吉備五郡」から構成されている。この屯倉は、美作国の小地域に指定する説が有力だが⁶⁾、「吉備五郡」という表現は『日本書紀』が最終的にまとめられた時期の、郡規模に基づく広域性を示しているのとらえるのが妥当であろう⁷⁾。

4. 屯倉から「国」へ

令制国規模に拡大した「屯倉」、これは大和盆地の大和直轄領として発足した屯倉の、最終的に行き着いた姿である。もっとも、すべての屯倉が巨大化の道を歩んだのではない。特定の条件に恵まれた屯倉のみが巨大化して、令制国の前身となったのに対して、他の一般の屯倉は、設置された当初と変わらない規模のま

ま巨大化した屯倉と併存しながら、大化年間を境として廃止される運命にあった。ところで、当初の屯倉とは大きく様変わりしたこの経済-政治機関を、なおしも「屯倉」と呼ぶことは、おそらく不適切である。このことについて日本の史書はなんら語らないが、『隋書』「倭国伝」には、冠位十二階を説明した後に、地方制度について

有軍尼一百二十人、猶中国牧宰。八十戸置一伊尼翼(冀)、如今里長也。十伊尼翼属一軍尼。

と記載している。「軍尼」は「国」で、120という数字からも、国造または国造領を指している。問題は「伊尼翼(冀)」(=イナギ)である。「伊尼翼(冀)」は日本の表記では「稲置」であり、それが80戸で構成され、「軍尼」は10「伊尼翼(冀)」から成っている。しかし、国造領の内部がこのように整然と斉一的なはずはないし、この記事には混乱がみられる。とすれば、「軍尼」に付属するとされる「伊尼翼(冀)」は国造制ではなく、別な実体の下部機関ということになる。推古朝当時、国造領に匹敵する地方組織といえば、ほかならぬ巨大化した「屯倉」以外には考えられないのである。それでは、稲置を下部機関に据える巨大化した「屯倉」はなんと呼ばれていたのか。おそらく「国」ではなかろうか。名称は同じだが、もちろん国造領のことではない。

そのように考える理由は、大化前代の国司の存在である。『日本書紀』に現れる大化前代の「国司」は、

仁徳62年条：遠江国司

雄略23年8月条：国司・郡司

清寧2年条ほか：播磨国司

推古12年正月条：国司(十七条憲法)

皇極2年10月条：国司

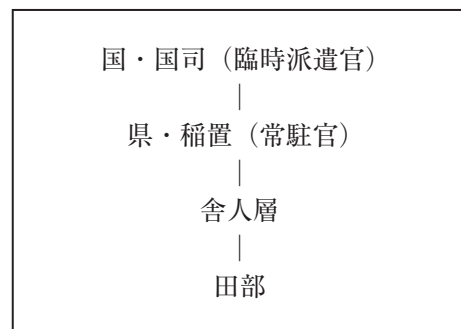
以上であるが、大化前代の国司は、津田左右吉以来『書紀』編者の編纂時点における潤色とみなす学説が有力である⁸⁾。たしかに、仁徳~清寧にかけての記事は事実の裏付けに乏しいが、推古・皇極紀は慎重に判断する必要がある。皇極2年については、舒明天皇の改葬または吉備島皇祖母命の葬儀のために、すでに地方に派遣されていた国司が都に召還されたとする解釈があり⁹⁾、信憑性が担保されているだろう。推古12年の十七条憲法中の国司については決め手がなく、当時の大和王権と地方との一般的な政治関係から判断するしかないと思われる。筆者はかつて、推古朝を境として大和王権に対する国造の態度が豹変していることを指摘した⁹⁾。このことの要因あるいは結果として、国司が

地方へ派遣され、諸国造を監督したことがいえるのではあるまいか。そして、地方における国司の拠り所が、「国司」という名称からしても、巨大化した屯倉としての「国」にほかならないのである。ここで『隋書』の記事を活用すれば、国司の下には次席管理者としての稲置がくるであろう。

稲置については、『日本書紀』大化元年8月丙申条に

元より国造・伴造・縣稲置に非ずして、輒く詐り訴へて言さまく、「我が祖の時より、此の屯倉を領り、是の郡縣を治む」とまうさむは、汝等国司、詐の随に便く朝に牒すこと得じ。〔『日本書紀(下)』(日本古典文学大系-岩波書店)〕

とあって、地方官(評司)への任用を請う際に、来歴を偽る者があるので、申請者の言をそのまま中央にあげることはせず、国司の下でその真を十分審理せよといている。ここで郡県(正しくは縣)と並んで屯倉を管理していたことが、郡司(評司)就任への条件になっていたことが注目されるのだが、今はこれ以上ふれない。県稲置は古訓では〈こほりのいなぎ〉と読まれ、県(縣)には「あがた」と「こほり」の二通りの訓が存在したことが知られるのである。このことについて、かつて中田薫は前者は畿内に散在する朝廷に属する古典的な御料地で、その長官は県主であり、後者は隋書と同時代の国県制に関わる行政体であり、その長官は稲置であろうと考えた¹⁰⁾。筆者は中田説に基づき、「こほり」としての県は、さきにもふれたように、目下論じている「国」の下部機関であると考え。この「国」は本を正せば屯倉なのだから、稲置の下には下級管理者としての舍人層が位置づけられ、最後に大多数の一般的構成員として田部¹¹⁾の人々が存在していた、と考えられるのである。したがって、この「国」の管理運営組織は次表のように一般化できよう。なお、80戸1稲置、10稲置1国の制度については、その真偽



第2表 「国」県制の管理組織

を確かめることはできないが、少なくともある種の編戸制が行われていたことは想定できよう。このような「国」県制は、大和王権の直轄領—令制国の祖型—としておそらく全国各地に散在し、在来の国造領国と併存していたものと思われる。このこと自体が国造にとっては脅威となり、大和王権への恭順を促進したことであろう。

ところで、当然のことながら、「国」にはそれぞれ名称が付けられていたはずであるが、房総半島の場合はいかがであろうか。令制下では、この地は当初から上総国・下総国として二分された形で現れている。そのことは、令制以前において、分割以前の「総国（ふさのくに）」なる実体が存在していたことを暗示しているのであろう。実際、時代の下る『古語拾遺』には、レトリカルではあるものの、そうした名称が使われているのである。これらのことから、房総半島において巨大化した屯倉は、「総国」と呼ばれ国司が臨検していたと推定される。そして後述するように、下部組織としての県は、この国の政治中枢として西上総と九十九里の2か所に置かれていたのである。

『隋書』「倭国伝」の混乱の原因は、従来からの国造領国と、屯倉から発展した大和王権の直轄領「国」が、同じく「くに」と呼ばれたために、その形式と内容が混同されたのである。120あるとされる国は国造領国に由来し、稲置を擁するその統治体制は大和王権の直轄領「国」に備わる制度である。

5. 「総国」の領域支配

屯倉が膨張し、巨大化した「国」の管理組織が予想できたので、今度は「総国」の内部秩序、すなわち、在地における支配構造の考察を進める。その一般的な構成員は、横穴墓の被葬者である田部であり、かれらを直接支配・管理していたのは、田部と同様、横穴墓に埋葬された王宮直属の舎人層である。屯倉が複数結合した広域的領域においては、その上位に稲置が置かれていた。稲置の墓制は横穴墓を脱して、上級古墳が充当されていたであろう。すなわち、後期主要古墳>横穴墓制というヒエラルヒーが成立していた。この関係を在地房総の考古資料からあぶり出してみよう。

後期古墳時代の有力古墳は、単独で造営されることは希で、しばしば一定領域の中で複数基が併存して、その地域の特殊性を顕示している。房総においてもその傾向は認められるが、「総国」に含まれる範囲では、九十九里西部の成東・松尾台地（成松台地と略称）、

西部の椿ノ海地域、西上総の小糸川下流北岸、及び小櫃川下流北岸がそれである。これらの地域は、稲置層の排他的な墓域であり、域内への横穴墓の進出は忌避されていた。それらの主要古墳を編年して、さきの分析から得られた横穴墓の動向と関連づけてみる。古墳の編年に際しては、次のような基準を設定して横穴墓編年と対応づけ、墳形・規模・石室形態等、必要最小限の属性を書き添えて第3表を作成した。

基準なし（個別判断）

6世紀中葉以前——横穴墓以前（第0期）

前方後円墳（円墳）・埴輪あり

6世紀後葉——横穴墓編年第Ⅰ期

前方後円墳（円墳）・埴輪なし

6世紀末～7世紀初——横穴墓編年第Ⅱ期
方墳

7世紀前～中葉——横穴墓編年第Ⅲ・Ⅳ期

*ただし円墳については第Ⅲ・Ⅳ期に下るものがあるかもしれない。

第3表から一般論を述べれば話は長くなるが、ここでは主要古墳の拠点、出自、横穴式石室の形態、方墳の有無を中心に事実を確認していこう。まず拠点については、大きく九十九里と西上総に分けることができる。九十九里では東部に若干主要古墳が散在するものの、第Ⅰ期から第Ⅲ～Ⅳ期にいたるまで、一貫して西部の成松台地に集中している現象が読み取れる。また、西上総では、第Ⅰ～Ⅱ期までは拮抗しているが、第Ⅲ～Ⅳ期になると、小糸川下流域にのみ古墳が造営されていることが理解されるのである。次に出自であるが、九十九里では先行する主要古墳が見あらず、新たに進出してきたことが瞭然としているが、西上総では九条塚古墳が存在して、系譜的つながりを想定させる。横穴式石室の形態については、九十九里では複室式横穴式石室が普及しているが、それに対して、西上総では無袖式横穴式石室が特徴的である。この点で、両者はその系譜を異にすることが示唆されよう。最後に方墳の有無である。両地域とも駄ノ塚古墳、割見塚古墳という有力な古墳が造営されており、九十九里西部と小糸川下流域が、次世代—令制初期につながる重要地域であったことが理解できよう。これで稲置が管理支配する県の所在地がほぼ確定できた。以下の行論では、稲置の所在地を政治中枢と呼称しよう。「総国」では稲置の所在する政治中枢は2か所に分かれていた。1か所は九十九里西部、もう1か所は西上総で、小櫃川下流域と小糸川下流域で機能していたが、最終的には

	九十九里西部	九十九里東部	小糸川下流域	小櫃川下流域
第0期			九条塚 (6C前~中) 前方後円・105m	
第I期	<p>殿塚 前方後円・86m 切石積石室</p> <p>姫塚 前方後円・58m 複室式石室</p> <p>西ノ台 前方後円・90m</p> <p>高田2号墳 前方後円・60m</p> <p>経僧塚 円・45m</p> <p>朝日ノ岡 前方後円・76m</p>	<p>北条塚 前方後円・71m</p>	<p>稻荷山 前方後円・106m</p> <p>古塚 前方後円・89m</p>	<p>鶴巻塚 円(消滅)・50m以上</p>
第II期	<p>胡摩手台16号墳 前方後円・80m 複室式石室</p> <p>不動塚 前方後円・58m 複室式石室</p> <p>舟塚2号墳 前方後円・72m</p> <p>カプト塚 円・45m</p> <p>大堤権現塚 前方後円・115m 複室式石室</p> <p>新坂1号墳 円?・36m 半地下式複室式石室</p> <p>山室姫塚 円・65m</p> <p>蕪木5号墳 前方後円・47m 複室式石室</p>	<p>御前鬼塚 前方後円・101m</p> <p>関向 墳丘消滅・巨石石室</p>	<p>上北原 前方後円・47m L字形石室</p> <p>三条塚 前方後円・122m</p> <p>西原 前方後円・60m 無袖式石室</p> <p>蕨塚 前方後円・48m 片袖式石室</p> <p>姫塚 前方後円・約70m 片袖式石室</p> <p>新割 円・39m 無袖式石室</p>	<p>塚原7号墳 前方後円・40m 木棺直葬2基</p> <p>塚原21号墳 前方後円・36m 木棺直葬2基</p> <p>丸山 前方後円・70m前後 無袖式石室</p> <p>金鈴塚 前方後円・95m 無袖式石室</p>
第III~IV期	<p>駄ノ塚西 方・30m 巨石切石積複室式石室</p> <p>駄ノ塚 方・62m 切石積複室式石室</p>		<p>町田 方・29m</p> <p>割見塚 方・40m 切石積複室式石室</p> <p>亀塚 方・38m 切石積両袖式石室</p>	

第3表 「総国」主要古墳編年

小糸川下流域に一本化されたのである。

これらの基本的な事実をおさえたうえで、第5図と第3表を比べながら、横穴墓の編年的な推移と重ね合わせてみるのだが、事前に確認しておくことは、房総の横穴墓の被葬者である田部が西方からの侵入者であるとすれば、かれらを支配・管理する稲置層もまた大和王権によって、他地域から派遣されてきた人々であり、派遣期間中一終身官の可能性もある一に在地で死亡した場合には、主要古墳に埋葬される可能性が非常に高いという点である。それをいいかえれば、在地首長層が横穴墓の被葬者を支配することはなく、この両者はむしろ敵対的な関係にある。このことは、横穴墓の被葬者を外来者と規定すれば、ほとんど自明のことであろう。それ故、主要古墳の副葬品にしばしば認められる非在地的、畿內的、さらには大陸的な色彩は、大和王権の出先たる稲置層を介して、墓室内に持ち込まれたものであろう。

6. 政治過程の変遷

さて、房総における主要古墳と横穴墓の関係は、横穴墓編年の前期と後期におおよそ対応して違いを見せている。はじめに前期の動向から見ていこう。横穴墓では、第I期には早くもW系が養老川中流域を除く各地に普及している。しかし分布密度は均一ではなく、W系のW系たる所以で、西高東低である。これに対して、東西の政治中枢における主要古墳の造墓活動は、九十九里の2か所を合わせて7基、西上総の2か所を合わせて3基であり、量的には九十九里が西上総を圧倒している。これらの事実を政治史的に解釈してみよう。W系横穴墓は平床・無棺床タイプと単純高棺床タイプを含むが、特定タイプが特定地域に集中する現象は見えにくいので、ここではW系として一括りしておく。おそらくW系の本来の原郷においても、両タイプは親縁的な関係にあったろう。一方政治中枢の主要古墳は、前述したように、横穴式石室の構造が九十九里では複室式を多く採用し、西上総では無袖式が広く行われている点から、この両者は系統・出自を異にすると考えてよいのではないか。すなわち、二つの政治中枢の主要古墳（の被葬者）は系統・出自を異にするが、この両者は、同一系統の横穴墓（の被葬者）をともに支配する、いいかえれば共治していたのである。そこに見いだされる支配関係は、在地生え抜きの共同体首長とその成員のそれではなく、大和王権の力を背景とする官司制的、契約的な関係であろう。そのことは、

主要古墳にしても横穴墓にしても、外地から房総へ派遣され、両者がすぐれて人工的な政治的関係を取り結んでいたことの証左にもなり得よう。

また、第I期においては、勢力的には九十九里が優勢にもかかわらず、横穴墓の分布は西上総の方が濃密となっているのはなぜか。主要古墳や横穴墓の房総半島への上陸地点は、西上総方面（富津岬周辺）と東上総（睦沢町・茂原市）・九十九里（山武市）の三方面が想定できるが、この時期に関しては西上総と九十九里が対象となる。主要古墳はそれぞれの地へ上陸したとしても、横穴墓の多くは西上総へ上陸したのではなからうか。西上総は後期主要古墳が九条塚古墳の第0期から始まる伝統があり、九十九里に比べそれだけ田部の投入も早くから実施され、土地の開発も進んでおり、多人数の田部（横穴墓被葬者）を仮収容する余裕は存在したであろう。田部の移送は、西上総から九十九里へ、陸路を用いて行われたと推定される。というのも、すでに指摘したように¹²⁾、木更津市周辺から九十九里方面へと、須恵器を忠実に模倣した坏身形土師器が、7世紀初頭に移動・伝播しているのである。旧稿執筆当時、この現象の意味するところが十分に理解できなかったが、この現象は横穴墓制の伝播・拡散と深く関係し、土器の移動・伝播に先立って、まず横穴墓制が同じルートを東進したのであろう。

いま一つ考えられる理由は、かつて引用した『続日本後紀』承和2年3月辛酉条の、物部匠瑳連熊猪の改姓・移貫記事¹²⁾中に、「天朝に錫節し、出て板東を征す。凱歌して帰報し、此の勲功を藉り、下総国に於て始めて匠瑳郡を建つ」とあるように、大和王権の九十九里への進出は、錫節—征板東—凱歌の語が並ぶように、屯倉の建設というより、海上国造に対する軍事行動の色彩が強い—たしかに、匠瑳郡には「三宅」郷名は存在しない—。そこに投じられた兵力の構成は、屯倉の田部よりも広範囲に徴集されていたであろう。さらに、かれらは「板東」を征した後に、当地に定着せず京へ帰還しているのである。このことからすると、大和王権は征圧後の政策として、屯倉類似機関を設置して「総国」の一角の勢力たらしめ、労働力としての田部を西上総から呼び寄せたという推定も可能である。

第II期に入ると、養老川中流域が周辺地域より遅れて、今期から横穴墓分布域に加わる。横穴墓の主体は前期のW系とともに、新たにF系が全地域に普及する。F系の内容は、両脇高棺床と高壇化された無棺床及び単純棺床のタイプからなる。このうち両脇高棺床と前

期の単純高棺床は近縁的であるが、高壇系はそれとは異質であろう。つまりF系は、タイプの異なる二系統から構成されている。一方主要古墳では、西上総の2か所で10基、九十九里の2か所で10基と、ともに前期より数を増やし、まったく拮抗した状態を呈するようになる。主要古墳の大幅な増加は、とりもなおさず、支配体制の強化につながっている。横穴墓の分布密度がかさ上げされ、主要古墳が最も多く築造されるこの時期に、域内の個々の屯倉は発展的に廃止されて、「総国」—国司—稲置という「国」県制が制定されたのであろう。西上総と九十九里の主要古墳を比較すると、九十九里では少なからぬ円墳が含まれており、前方後円墳のみの西上総とは対照的である。これを支配層の階層分化の顕現ととらえれば、九十九里は西上総に比べ、より複雑な支配機構を有していたと考えられ、その稲置制は二等官制が敷かれていた可能性がある。二等官制といえは、評制初期において評督・助督体制が確認されるので、前方後円墳と円墳の並立は、その前駆現象とみなすこともできようか。一応憶説を述べておく。

この新たに普及したF系横穴墓は、主として九十九里に上陸して、前期と同じ陸路を逆進して西上総まで到達したのであろう。これによって、W系とF系の横穴墓は、房総半島を相互に横断したことになり、西上総の政治中枢とW系横穴墓、及び九十九里の政治中枢とF系横穴墓との間には、強い政治的な結びつきは想定できないと思われる。

また、この時期に横穴墓制が養老川中流域に進出した意義については、次の2点が考えられる。第1点は、西上総と九十九里を結ぶ陸路の中継地として。そして第2点は、養老川下流域の海上国造勢力への対抗・牽制拠点として。

第Ⅲ～Ⅳ期は、主要古墳の墳形が前方後円から方形に切り替わって方墳の時代となる。それに伴って、政治中枢も九十九里東部と小櫃川下流域が消滅して、九十九里では九十九里西部、西上総では小糸川下流域にそれぞれ一本化される。一方横穴墓制は、第Ⅲ期と第Ⅳ期では様相を異にしている。第Ⅲ期は前代と基本的には変わらないが、養老川中流域を除いて横穴墓の種類が減少を来しており、開削ピークがすでに過ぎていることを暗示している。第Ⅳ期に入ると、その傾向は益々強まって、W-F系の開削期が終了に近づいたことを示す一方で、東上総にE-4～E-7の一連のE系横穴墓がまとまって出現する。そのうち、E-7は九十

九里に、E-8は西上総へ進出している。これらE系横穴墓は、横長長方形高壇玄室を施行する共通点を持ち、方墳の築造が停止した後の第Ⅴ期まで開削されていたと考えられる。これらの展開を簡単に要約すれば、支配者層における墓制が前方後円墳から方墳へと切り替わり（第Ⅲ期）、その方墳体制が、W-F系からE系へとという横穴墓制の劇的な転換に立ち会っている（第Ⅳ期）、とおさえることができる。方墳体制とE系横穴墓群の関係は、方墳が衰微する過程でE系群の本格的な進出が始まると見ることができ、あたかも入れ替わりの観がある。

さて主要古墳の動向についてみると、墳形が大きく変化したことはもちろん、東西の政治中枢においてその数も大幅に減少した点を見落とせないであろう。それは支配層の墓づくりの衰退を意味するが、支配層を構成する人口そのものが減少したわけではないであろう。第Ⅳ期に一举に大量のE系横穴墓を墓制とする人々が東上総に定着するについては、当然かれらを支配管理する稲置に匹敵する上級支配層がおそらく外地から派遣されて一伴っていたはずである。それを考慮すれば、支配層の絶対人口は増加することはあれ、減少することは考えられないのである。では、なぜこの時期に主要古墳は減少するのか。それは東上総に主要古墳—この時期であれば当然方墳となる—がまったく見当たらないことと大いに関係がある。東上総にE系横穴墓がある程度普及定着して、その支配層が支配者としての機能を発揮し始める頃には、かれらは贅沢な古墳を築造しなくなっており、西上総や九十九里の政治中枢にも、その影響が深く及んでいったのである。

さらに突き詰めて考えてみよう。それではなぜ、東上総の支配層は古墳を造らなかったのか。史料の裏付けは困難であるが、以下に展望的な仮説を披露する。西上総と九十九里の、主要古墳に埋葬された、稲置に代表される上級支配層のおそらく半数以上は、大和王権によって外地から房総へ派遣された、ごく初期的な地方行政官であった。かれらの職制は終身制であり、任命されて赴任した後は、その後半生を死ぬまで任地で過ごしたと思われる。そして死亡すれば、その地で前方後円墳や方墳等の主要古墳へ葬られたのである。ところが、E系横穴墓とともに東上総へ赴任してきた上級支配層は、終身制から年期制に切り替わり、一定年限を経過した後は、新しい使命を帯びて新任地へと〈転勤〉していったのでなからうか。とすれば、かれらの墓が現地に造られるはずもなく、主要古墳の全

体数も必然的に減少していくであろう。第Ⅲ期から第Ⅳ期への推移は、大半の方墳が出揃ってから東上総にE系横穴墓が本格的に出現する、という経過を暗示している。E系横穴墓の支配者は、方墳すなわち稲置ではなく、かれらとともに東上総へ上陸した、稲置に替わる、考古学的知見に上らない新しい支配者であろう。

論は前後するが、支配層の墳墓が前方後円墳から方墳へ切り替わった点については、同じ現象でも中央と地方の違いを認識する必要がある。方墳の採用に関しては、中央では中国思想の影響や薄葬化の風潮が無視できないかもしれないが、新しい墳形を採用する動機については、地方の場合はまったく疎外されており、従来から存在する政治的關係に新たな一頁を加えて、前方後円墳から方墳に切り替えたにすぎない。前方後円墳から方墳への移行が房総のみならず、少なからぬ各地において出来ることは、それが中央政権から発せられた政令であることを示唆している。古墳が存在するという事、そしてその古墳の形態は中央と地方の政治的關係の表象であり、中央から離れた地方において古墳を造成するという事は、その当事者たる首長が在地系であれ派遣系であれ、古墳を造成するという権利と、造成するならば墳形は前方後円なり方形なり、中央から指示された形式を踏襲するという義務を合わせ持っていた。だから、この度の前方後円形から方形に墳形が変化したことも、その脈絡で解説する必要がある。したがって、房総において主要古墳の外形が、前方後円から方墳に移行した意義については、筆者は専ら即物的な評価を離れて、大和王権の地方政策面に注目するのである。

房総における方墳の導入をこのような観点からみた場合、相当時期の7世紀前葉に当たる推古朝末期から舒明朝に係る『日本書紀』には、地方政治における支配階層に関する目立つ記事は見あたらないが、その中で舒明11年7月条に

詔して曰はく、「今年、大宮及び大寺を造作らしむ。」とのたまふ。則ち百濟川の側を以て宮処とす。是を以て、西の民（おほみたから）は宮を造り、東の民は寺を造る。〔『日本書紀（下）』（日本古典文学大系－岩波書店）

とある。第Ⅲ期に相当するこの記事に現れる「民」は、従前から朝廷が屯倉で自由に使役できた地方民である鋸丁や田部とは異なることは明らかであろう。この「民」はそれらよりも一般的な概念で、令制下の「公

民」に近いニュアンスを持っている。こうした人々を動員できる地方的な基盤は、屯倉から発展した「国」を措いてほかにないのではなからうか。前述のように、発展した屯倉の「国」になる条件として、田部を解放して周辺の住民と等しく統治する、つまりその地域の全住民——田部と、国造に支配されていた民——を等しく一体的に統治するという点を指摘したが、この記事がその実現を示しているのである。「民」は「国」から中央へ派遣されて、宮や寺の造作に従事したのであろう。こうして、田部の解放が領域内の国造民の〈王民〉化政策の促進とともに進められ、それが完了した段階で「総国」は完成したといえる。その契機が方墳が導入された第Ⅲ期であったと考えられるのである。

「総国」は完成したが、その政治中枢は依然として稲置が所在する西上総と九十九里に分立しており、県を発展的に解消して、単一の政治中枢を確立すること、さらに「総国」の外側に広がる国造世界との調整が必要になってくるのは、大和王権の地方政策上の必然的な道筋である。それらの課題は次の時期、すなわち第Ⅳ期に、大化の諸政策として果たされることになる。

第Ⅳ期になると、見えない支配者に率いられて、E系横穴墓群が、大挙東上総に上陸する。見えない支配者の根拠地は、すでに指摘したとおり¹⁴⁾、いすみ市の国府台と長柄町の国府里・茂原市の国府関である。長柄町と茂原市の関係地は、距離が接近しているので、同一国府に関連する地名である。念のため一言しておくが、この国府とは令制のそれではなく、「総国」の国府であって、第Ⅱ期から第Ⅳ期にかけて、令制国府の前身たる国県制の国府として存続した。2か所ある国府関連地は、南から北へ移動したと思われる。移動した理由は、国県制時代の後半になって、上海上国造や印旛国造等の、北総の国造対策が急務になってきたからにはほかならない。大化期の評制施行は、この後半期の国府から発せられたと考えられる。国府には官舎が存在したと考えられるが、それは令制下のように壮大な構えではなく、従来の屯倉の諸施設と大差なかったであろう。この施設及び機関を令制下のそれとは区別して、初期国府と呼ぶことにしよう。初期国府に年期制で常駐し、E系横穴墓群被葬者を支配・管理したのは国司であるが、その任務は「総国」の安定化と北総の国造対策であった。大化期の評制施行は、この後半期の国府から発せられたと考えられるが、この場合の監督者は国司ではなかった。『風土記』には7世紀中葉における、国司とは異なる地方派遣官として、「惣

領」・「宰」・「大夫」等の官職名があげられている。これらの職務は、大化の新政権の意向を受けて、国造領や「国」領を統合分割して、評の建置を推進することであった。その作業を進めるに当たって、国造からはもちろん、解体される運命にあった県の稲置からも事情を聴取して、予定されている評督職の選考をめぐらせていたのである。

惣領や宰に引率されたE系横穴墓群の被葬者たちは、もはや田部ではありえず、かれらの身辺警護を専任とする、兵士に準じた仕丁階層(令制の衛士に相当)の人々であった。その境遇が年制か終身制かは不明だが、彼らが任地で死亡した場合は、初期国府に専属の、畿内仕込みの石工によって、規格的な、横長玄室プランの高壇化した横穴墓に葬られたのである。こうした客観情勢の中で、稲置階層が残した方墳は消滅し、西上総と九十九里の政治中枢は解消されて、東上総の初期国府へ一本化されたのである。

第V期には、依然としてE-4やE-6等のE系横穴墓が開削されたが、それは主として、令制国の編成に関わる動向であろう。惣領や宰による評の建置が進展すると、それと並行して諸評を統括する令制国の編成と領域の画定が行われた。評の建置と令制国の編成とで、どちらが優先されたかについては、国造や稲置等を評督に任用して、地方政治を安定化するために、評の建置の方が緊要の課題として急がれたであろう。また、それらと並行的に50戸1里の里制も整備され、天智9年(670)の庚午年籍において、律令的地方制度の完成をみるのである。「総国」は、令制の上総国と下総国の成立を俟って廃止されるのだが、東上総の初期国府が、上総国の当初の国府に転用された可能性は残されている。

以上に論じてきたように、「国」県制下の「総国」は『隋書』『倭国伝』の年代や、「総国」領域内に横穴墓が濃密に普及した第II期には発足し、西上総と九十九里に県を建てて、それぞれに稲置を配置した。やがて「総国」は、令制上総国・下総国が成立する直前、すなわち第IV期末～第V期初期には廃絶された。この間70年前後にわたる行政の基本方針は、領内に住む田部の人々と、国造支配民を等しく一元的に支配・管理して、後の公民化へと導くことであった。この政策は令制下の公民制を準備するものであり、「国」県制下における王土・王民化政策として評価できる。

7. 「総国」の外側の世界

房総半島中央部から南部にかけて、「総国」が醸生され、やがて消滅する間に、その外側の世界はどのように推移したのであろうか。房総半島は三方を海に囲まれており、隣接する陸続きの外界は、具体的には北総地域に限定される。この地域の政治史が「総国」とどのように関わりながら展開していくのか、が新たな課題としてすぐさま浮上するのである。6世紀以降北総地域には、上海上国造、下海上国造、印旛国造等の国造勢力が展開し、これらと武射国造との関係について、素朴なイメージを提起したことがあった¹⁵⁾。今回はこれら諸国造と「総国」の関係として、さらに具体的に考察を加えてみたい。

さて、これら諸国造の根拠地は、主要な古墳が集中する地域と対応し、上海上国造が養老川下流(左岸)、下海上国造が香取地域、印旛国造が印旛沼東岸にそれぞれ比定できよう。各地における主要古墳の推移は第4表にまとめた。以下に国造(地域)ごとにその特徴を指摘してみる。

上海上国造の故地である養老川下流左岸では、第0期と第I期の姉崎山王山古墳と鶴窪古墳は地域・世代とも連続を感じさせる。次の第II期には養老川右岸に、前方後方形の諏訪台K15号墳が群集集中に存在する。これを国造墓とするのは疑問符が付く。以後は隔世して、第IV～V期に前方後方形の六孫王原古墳が築造される。次に下海上国造の根拠地である香取地域では、第0期から第II期にかけて城山古墳群中の5号墳→1号墳→6号墳と世代・地域とも順調な連続性を見せている。以上の二地域を比較して、養老川下流域では墳形として、前方後方形が小さからぬ意味を持っていた。また、横穴式石室の採用が見送られ、最後に六孫王原古墳にかろうじて導入されている。この地域の主要古墳は、6世紀中葉までは粘土槨、中規模墳ではそれ以後も木棺直葬が行われていた。これらの特徴は、墳形や内部主体に在地的手法が主流で、それが遅くまで残存していたといえる。これに対して香取地域では、主要古墳の墳形は前方後円形で統一され、内部主体も6世紀中葉までは木棺直葬や箱式石棺等の在地系が占めるが、6世紀後葉からは横穴式石室が採用される。とくに城山1号墳のそれは、畿内的な割石積みによる片袖式プランが目され、三角縁神獸鏡が副葬されていたことは印象的である。両地域ともに六孫王原古墳を除けば、古墳の造営は第II期で終了している。

両地域は養老川左岸の海上国造を本家筋として、上

	養老川下流左岸	香取地域	印旛沼東岸
第0基	姉崎山王山（6C中葉） 前方後円・69m 粘土槨	城山5号墳（6C前～中葉） 前方後円・51m 木棺直葬（推定） 富田2号墳（6C前葉） 前方後円・48m 箱式石棺（推定）	船塚（6C初） 長方形・86m 天王塚（6C中葉） 前方後円・63m
第I期	鶴窪 基壇付き前方後円 基壇長60m，墳長45m	片野23号墳 前方後円・33.5m 木棺直葬 城山1号墳 前方後円・68m 片袖式割石積石室（畿内的）	
第II期	諏訪台K15号墳（養老川右岸） 前方後方・39m 組合せ式木棺直葬	城山6号墳 前方後円・42m（復元） 隅丸逆台形玄室切石持送石室	浅間山 前方後円・66m（推定78m） 複室式石室 小台1号墳 前方後円・37m 箱式石棺
第Ⅲ～Ⅳ期	六孫王原（7C中～後葉） 前方後方・45.6m 横穴式石室		岩屋 方・79m 切石持送石室（2基） みそ岩屋 方・30×35m 切石持送石室 上福田7号墳 方・34×31m 横長玄室切石持送石室 上福田13号墳 方・20m 二重周壕 切石積石室

第4表 北総主要古墳編年

下の家に分家したことが、「国造本紀」によって推察できる。当時海上国造は、北総地域の東部一帯を支配下に収め、さらに香取流海を越えて、鹿島灘に面する常陸国香島郡域にもその勢力を伸張していた。両者とも第0期までは在地に根ざした内部主体を保持してきたが、大和の古墳文化に対して、本家の一貫して守旧的なのに対する第I期から始まる分家の進取的な性格が目される。このことは「申請海上郡大領司仕奉事解文」（『寧楽遺文』下巻）に、海上国造他田日奉部直忍が孝徳朝に、下総国海上郡少領に任官したとある記事からも推量できよう。同じく海上国造と称しても、本家と分家ではこのような違いが生じている。その契機となったのは、下海上国造が敏達大王の朝廷に舍人

として出仕して、他田日奉部直の姓を戴いたことから始まっている。それ以来、分家の下海上国造は、本家の海上国造と袂を分かったと推察されるのである。

それでは、そもそも下海上国造が敏達の朝廷に出仕したのはなぜか。それは物部小事も参加した大和王権の軍勢が九十九里に上陸して、武射国造として海上国造に対して武威を示したからにはかならない。物部氏や中臣氏も含んだ大和王権の遠征軍は、印旛国造と連絡を取りながら（後述）、下海上国造を大和王権側に懐柔して、本家筋の海上国造を孤立させることに成功したのである。城山1号墳から出土した三角縁神鏡について、かつて海上国造から下海上国造へ、分家に際して賜与されたものだと判断したが、こうした

事情が判明すると、それは取り消さなければならないだろう。在地色の強い上海上国造に、大和王権から三角縁神獸鏡が贈られることは考えにくいからである。その鏡は下海上国造が朝廷に出仕した際に賜ったものであろう。両国造とも第Ⅱ期で古墳造営が途切れ、方墳を生み出さなかったのは、そこに大和王権の規制がかかっていたと理解するべきであらう。

上海上国造は最後の古墳として、六孫王原古墳を7世紀中葉をすぎてから造り始めた。この古墳は前方後方形を採用し、上海上国造としては初めて横穴式石室を内蔵した不思議な古墳である。この古墳が「総国」の方墳に対抗するモニュメントである。方墳築造に規制が加えられた中で築かれた六孫王原古墳は、その墳形や築造年代がむしろ意図的なアナクロニズムとして、反体制的な情念を演出している。とにかくこの古墳は、この時期に至っても上海上国造の健在ぶりを示している。それは持統朝の那須国造碑とともに、国造制の伝統の強さ、強靱さの表れであらう。

次に、印旛国造領の印旛沼東岸の状況である。この地域では第0期が船塚古墳→天王塚古墳と順調に推移するが、第Ⅰ期の主要古墳は見当たらない。第Ⅱ期になると、複室式横穴式石室を備える浅間山古墳が築かれる。その一方では、在地系古墳として箱式石棺を埋蔵した小台1号墳が造られている。第Ⅲ～Ⅳ期には岩屋古墳以下、切石持送積石室を共通する方墳群が築造されている。岩屋古墳1基が、他の方墳の規模を圧倒しているのは注意すべきである。

第0期には船塚古墳から天王塚古墳へと推移しているが、船塚古墳は長方形墳で、在地色が強い。天王塚古墳は内部主体が未調査で、素性がわからない。わかるところから判断すると、この時期は在地色が強いのではないか。第Ⅰ期は主要古墳が見あたらない。それは未調査で、この時期に相当する古墳が存在するのかもしれない。ここでは第Ⅰ期欠如として先へ進もう。

第Ⅱ期の主要古墳は浅間山古墳であるが、その内部主体は複室式横穴式石室である。この内部主体は、明らかに外来系で、九十九里の主要古墳と親縁的であって、前代からのヒアタスを読み取れる。同時期の小台1号墳は在来的な箱式石棺を伴っているのである。こうした状況は、この期になって外来的な勢力がこの地に進出してきたことを物語っている。そのことが第Ⅲ～Ⅳ期にいたって、方墳造営のラッシュに結びつく。

さて、第Ⅰ期の主要古墳の不在については、筆者は海上国造と印旛国造の争乱を想定したのである¹⁶⁾。こ

の仮説は生きているようだ。当時北総で最強の海上国造が印旛国造を圧迫して、その国造領を拡張しようとしていた。印旛沼東岸の第Ⅰ期の主要古墳の不在は、そのことを証しているようである。印旛国造は朝廷に訴えたのであろう。それを咎めたのが大和王権で、急遽船団を設えて九十九里に上陸し、武射国造となって海上国造を東西に分断して、印旛国造領に進出して屯倉を設定した。その故地は、『倭名類聚抄』の印旛郡三宅郷として残されている。この屯倉には横穴墓が伴っていないが、それは緊急事態であって、田部を派遣して屯倉を建設するという、正当な手順を踏む余裕がなかったからであり、この屯倉は当初から政治的な意味あいを含んでいたのである。ちなみに印旛国造は、屯倉の地を差し出してからも命脈を保ったとみえて、同じく『倭名抄』に印旛郷がみえている。一連の出来事を通して、印旛国造は親大和王権派となり、その屯倉はあたかも「総国」のサテライトのように機能して、上海上国造を牽制したのである。

北総地域では、第Ⅲ～Ⅳ期に方墳が築かれるのは印旛沼東岸に限られる。「総国」の事例では方墳の被葬者は稲置層であったが、北総では「国」が建てられなかったため、それはあくまで屯倉の管理者であったろう。屯倉内に横穴墓の群集地が確認されないのは、主要労働力の田部が、房総中央部に派遣されたそれとは性格を異にしていることを暗示している。しかし、それ以上のことは、現状では詳らかでない。当地の方墳の石室は、いずれも持送り積みが発達していて、系譜の近さを示唆しており、おそらくこの屯倉の管理者は、同族一門で占められていたのであろう。この屯倉の岩屋古墳が、「総国」の駄ノ塚古墳の規模を上回っているのは、駄ノ塚の被葬者よりも格上の官人が派遣されたためであらう。

8. 「総国」から上総国・下総国へ

このように、6世紀代には「総国」の外側には上海上国造・下海上国造・印旛国造が並び立って、「国」県制の「総国」と対峙していた。それが7世紀後葉には、上総国と下総国に転生しているのである。令制の上総国と下総国が成立したいきさつは、以上の叙述からも明らかのように、房総半島を覆うような広大な「総国」が二分されたのではない。そこには、房総中央部に屯倉を起源とする「国」県制の「総国」が建置されて、その領土・領民を王土・王民へと転換する政策の傍らで、北方の国造世界に圧力をかけ続けた、6世紀

後半から7世紀前半の実績が反映しているのである。上総国・下総国が同じく「総」字を共有しているのは、前身の「国」県制の「総国」から引き継いだもので、中心はあくまで「総国」にあり、前代からの深い政治的な関係から、それを北方の国造世界に敷衍したまでのことである。政治的な優劣関係が既成化していて、ある面では一体的となっていたこの両地域について、別個な国名を制定する必要性は、当時の為政者にはまったく考え及ばなかったのであろう。その際に「上・下」を振り分けたことは、「総国」が主で北方世界が従であったからにはほかならない。

なお交通史の解釈では、同字を共有する「前・後」「上・下」を冠せられた国々は、都からの遠近で命名されたとするのが通説であるが、それは大化前後の緊張感からはるかに隔たった『延喜式』の七道制の順路を前提とする立論である。その議論はあくまで皮相的かつ牧歌的な結果論で、政治的・軍事的な見地からしても、朝廷からの情報の下達は、どのように迂回しようとも、まず旧「国」県制の国、または大和王権時代の屯倉の所在国へ優先的に通達され、その時点で伝達項目が選別されてから、その後にもう一方の国へと伝送されたと考えるべきである。

上総国・下総国の国府は、上総国は市原郡市原郷へ、下総国は葛飾郡家郷へ定着した。上総国については、東上総を捨てて市原郡へ移動した理由は、養老川を挟んだ上海上国造を意識した選地として理解できる。下総国については、前代からの実績がある印旛沼東岸をはずして、未開地に等しい葛飾郡に建府された理由は不詳である。

9. 稲置と国造

いままでの行論では、稲置の説明に重点を置いたため、国造への論及が不十分の感があるので、国県制下の国造に焦点をあてて考察を進めてみよう。

房総の屯倉は、比較的早くから後の上総国天羽郡三宅郷付近に屯倉が建設されたこととに端を発する。これとは別に、伊甚屯倉が安閑元年に設置されたと『日本書紀』は伝えるが、この記事は膳臣の家記から採られたもので、後述のように、伊甚国造の年代ともどもに信がおけない。屯倉の置かれた天羽郡については、天羽国造なる存在が確認できないので、周准国造が統治していたと思われる。したがって、大和王権は周准国造の領内に風穴を開けたことになる。注意すべきはこの時点では、まだ屯倉に対して国造の方が優位に

立っていたことである。

やがて6世紀後葉に、屯倉領内に横穴墓が導入される。すなわち舎人に率いられた兵農的な田部集団が進出してきたのである。かれらの進出は、おそらく6世紀中葉に始まり、このあたりから国造と屯倉の力関係は、微妙な拮抗状態に入る。天羽の屯倉に進出した田部集団の後続は、天羽の屯倉を拡大しつつ、まもなく九十九里や東上総へも屯倉及びそれに類する機関を設置して、各地域に定着し、支配層が次々と主要古墳を造営した頃には、屯倉と国造の優劣関係は、すでに逆転していたであろう。

この際の屯倉の上級支配層は、後の国県制下の稲置の前身にあたり、外部から派遣された常駐官で、舎人層の上位に立つ階層である。もっとも「稲置」の語源は〈稲を置く〉で、屯倉の穀倉管理者にふさわしく、本来稲置は屯倉の管理職であったものが、屯倉から直轄領国に移行した際に、その名称のまま新領国の管理職名となった可能性がある。国県制における稲置は、屯倉管理職の遺制とみるべきであろう。一方、一連の出来事に関係した国造は、周准国造・馬来田国造・武射国造・伊甚国造である。周准国造と馬来田国造は天羽の屯倉設置当時の既成の国造で、屯倉の成長・拡大に伴い、自領を大きく浸食されている。これに対して武射国造と伊甚国造は、当地における屯倉の設置とともに任命された新規国造である。これら二種類の国造は、次の二点において明瞭に分類できる。第一に、成立時期が異なり、前者は古く、後者は新しい。第二に—これが重要な点である—、身分・職務に関する違いが現れた。前者は肥大した屯倉に従属した後、屯倉の上級支配層の下流に甘んじた。国造職については、その領域・領民等大きく縮小された形で、従来からの徴税権や裁判権が維持されたであろう。一方、後者については、ほぼ未開の原野に建設された新しい屯倉にとって、在来の強力な政治勢力は存在せず、外来の屯倉の上級支配者が、そのまま当地の新国造に任命されたのであろう。

伊甚国造については、この時期の主要古墳が確認されていないが、現状では屯倉の上級支配者にして国造は、横穴墓中に葬られたとみるほかはなからう。この時期（6世紀末～7世紀初）に設置された屯倉（またはその類似施設）の特徴がよく現れているのが、九十九里地域である。大和王権は上海上国造を制裁するために、軍事力を行使してこの地に進出して¹⁷⁾、対抗軸としての武射国造を置いて、屯倉類似施設に大量の田

部を送り込んだ。その機能は、直営田からの穫稲を朝廷や王室に搬送するという本来の目的よりも、王権の直轄領を拡張して、非協力的な国造層を圧迫することに、いっそうの重点が置かれている。

やがて国県制が成立するのだが、この体制の中で国造制が存続していたかどうかは不明である。もっとも、国造領や国造民はすでに消滅していたであろうから、国県制内部の国造職は廃止された可能性が高い。問題は旧国造の処遇であるが、大化の評制移行の際には、国造や県稲置が優先的に評司職に採用されていたことを踏まえれば、旧国造は支配階級として、稲置層に吸収されていたことは十分考えられる。国造としての職務は消滅したが、「国造」という名称は、名誉的な称号として使用することを許されたであろう。というのも、その流れが律令制下の姓名に定着して、大宝2年御野国戸籍に見える「国造」や「国造族」、天平20年海上郡大領司仕奉事解文の「海上国造他田日奉直神護」等に現れているからである。以上の想定が成り立つとすれば、新規国造の存続期間は、6世紀中葉から7世紀中葉の大化年間までの約100年間であり、非常に短命に終わった制度であったことになろう。

さて、国県制下の「総国」に対峙していた国造として、北総の海上国造・下海上国造・印旛国造がある。これらの国造は、国県制が成立しても、廃止されることなく、伝統的な勢力として評制を迎えることになるが、国県制ひいては大和王権への対応が三者三様で個性的である。

海上国造は独立志向的で、終始大和王権とは対立的関係にあったようである。領土的な野心から印旛国造と紛争を生じ、大和王権からの介入を受け、包囲網を形成される。この事件は、上毛野君による无邪志国造の傀儡化を、大和王権が阻止した史実とも類似しており、典型的な事件が当時他地域でも生起して、大和王権が次第に在地の伝統勢力に浸食していったことが想定されるのである。

下海上国造は海上国造から分立したことは明らかだが、そのいきさつがよくわからない。ありそうなケースは二つ考えられる。第一は、かつて考えたように¹⁸⁾、海上国造の支配領域が拡大したために、市原の海上国造と香取の下海上国造に分極（分裂ではない）したというもの。第二は、先ほども少しふれたが、海上国造の内紛である。国造一族が在地派と王権派に分裂し、王権派が大和の朝廷に、一族から舍人を送り込むとともに、在地派と決別して大和王権の援助の下に香取に国造家を興した、というものである。両者の古墳要素を比較した場合は、後者の方に分があるように思われるのだが。

印旛国造は海上国造との紛争に際し、大和王権に訴えて海上国造を撃退したが、その見返りとして大和王権は、印旛国造領内に屯倉を建設した。これによって海上国造を封じる包囲網が完成したことになった。

最後に、各節を通して論じてきた地方政治組織の変遷を、表に整理して掲げておく（第5表）。

このように考えれば、大化前代から大化後の地方政治組織の変化は、国司の臨検・常駐の違いが認められるものの、国・コホリ制が一貫して存続するように、さほどドラスティックなものではなく、下部組織の里制とそれに伴う戸籍制度を充実させた漸進的な改革であったことが理解できよう。

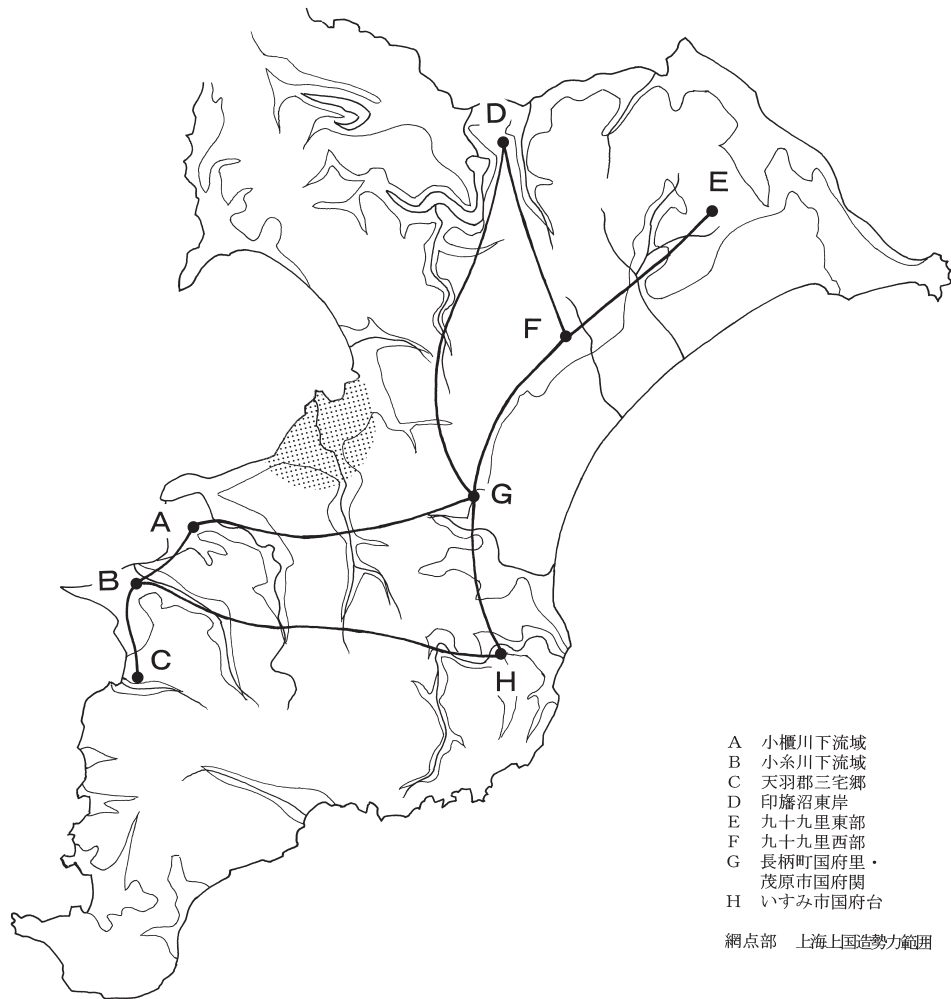
10. 大化前代の房総官道

屯倉が巨大化し、「総国」が形成され、その中の政治中枢も限定できた。対象範囲とそこに含まれる拠点が特定できることで、大化前代の房総官道を考察する条件が整ったといえよう。以前にも指摘したように、官道というのは、なにも律令制下に限った概念ではない。大和王権が中央政権である以上、その直轄領に施設する道路は、すべて官道であり、その多くが律令制の地方政治に引き継がれていくのである。

道路のターミナルとなる拠点は、A～Hの全8か所、

屯倉 A	—————	王権直轄領国	—————	再編後、令制国
		(国県〔コホリ〕制)		(国評〔コホリ〕制)
屯倉 B	—————	存続	—————	廃止
国造領 A	—————	直轄領国に吸収		
国造領 B	—————	存続	—————	廃止

第5表 地方政治組織の変遷



第6図 大化前代の房総官道

Dは「総国」の外にあるが、ここは「総国」の飛び地的存在で、官道が通過する印旛国造領は、大和王権と印旛国造の合意の下で、道路用地として明け渡されたものであろう（第6図）。

路線網の中で、初源的にして基本的な路線は、A－B－C、E－F、G－Hである。これらの路線は「総国」内で支配層を形成した三つのグループの、それぞれの基幹道路である。房総進出当初、これらのグループはいずれも複数の拠点も構えていた。その連絡道としての役割を果たしている。

路線網を形成する第二の要素は、支配層グループ間を結ぶ路線で、A－G、B－H、D－G、D－F、F－Gである。この中でも、西上総と東上総を結ぶB－Hは、最も早く開けた路線であろう。この路線は路線長が長く、一日行程では無理があり、中間の市原市高滝周辺が中継地—令制駅家の先駆施設—に充てられたであろう。次に開発されたのがA－Gである。B－Hとの推移は、東上総の拠点HからGへの移動に対応し

ている。この路線も、長距離となることから、市原市牛久付近が中継地に選ばれたであろう。「総国」内では、この路線を東方に延長したA－G－Fが最も重要な路線で、西上総と九十九里を結ぶ動脈として機能した。W系横穴墓群とF系横穴墓群の伝播・交流も、この路線を通して行われたのである。Dに関するD－G、D－Fは、Dが屯倉化された後に開かれた路線で、官道群中、最も遅れて開かれたであろう。両者間ではD－Fが古く、D－Gが新しい。D－Gは路線長が長いので、中間地点に中継地が設けられたと思われる。D－Fは印旛沼東岸と九十九里を結ぶ路線であるが、D－Gは印旛沼東岸と国府里・国府関を結ぶ路線であるとともに、延長されたD－G－Aは、印旛沼東岸と西上総を結ぶ路線にもなっている。

以上の路線網は、新旧差があるといっても僅かな違いであり、その重要性はA－G－Fが最も傑出しており、官道中の幹線道であったろう。なお、「総国」と安房地域の連絡は、険峻な陸路を避けて船運に依存し

ていたであろう。また、これらの路線網は、上海上国造領を見事に迂回していることにも注目すべきである。別の表現をとれば、上海上国造の包囲網である。上述の行論で、くり返し上海上国造の孤立性を強調してきたが、官道網は令制下には、上海上国造領に上総国府が建設されたため、周辺の官道は、ここを通過するルートに変更を余儀なくされた。そのことによって、新しく令制官道が追加され、「総国」の官道が生き残るものと、廃止されるものとに仕分けされたことは、第6図から明瞭に読み取れるのではなかろうか。

むすび

本稿において、房総大化前代の政治史に曲がりなりにも肉薄することができた。そのことは、〈交通史から政治史へ〉という方針の下に、方法論を模索し続けた年来の目標でもあった。連載同様のペースで本誌に論文を掲載した事の始まりは、当時の資料課長の折原繁氏から、本誌への寄稿を筆者に強く要請されたことに発している。筆者は当時休筆状態であったが、お蔵入りの構想があるにはあった。いざ起筆すると長編になることを想定して、連載でもよろしいですかと尋ねたところ、それでオーケーという回答を頂いたのである。もちろん、こうした口約束は当てになるものではないが、「古代東国の交通網—古墳時代の局所的道路の復原—」(2005)以来、本稿を含めて6本の論文を掲載させて頂いた。今となっては折原氏をはじめ、『連絡誌』編集担当の方々に深く感謝する次第である。

ここで、連作論文群を起草するに至った動機や背景について、箇条書きで書き留めておきたい。

①反交通史

長い間古代交通史を勉強してきてわかったことは、この分野の業績は、『延喜式』に基づく官道路線の復原と、律令条文からの駅家制度の考察にほとんど尽きているということである。近年考古学的な道路の発見が相次いでいるが、それにしても、その資料解釈は上記の二方向へと収束されるようである。こういった研究姿勢は、窮屈なタコ壺の奥へ奥へと進むだけで、歴史学の他分野あるいは隣接諸学との交流を忘れ、ひたすら自家の庭の草むしりにいそしんでいた感が深い。

筆者が古墳の分布状態から当時の交通網を復原しようとしたのは、従来になかった斬新な方法論を用いて、交通史を考古学の立場から構築してみようとしたからで、そのことによって、交通史の可能性が大きく拡大されると考えたのである。この意図に沿って、実際に

数篇の論文を書き込んでみると、屯倉を介した大化前代の官道のイメージが浮上してきた。それは本研究の一大副産物であり、古墳のトレースに導かれる大化前代の従来道→大化前代の官道→律令官道という、基本的に全国レベルで通用する、歴史的に自然な流れの主要道の変遷を把握することができたと思う。

②東国史の地平

この論文群の論述を進めるにあたっての基本方針は〈交通史から政治史へ〉であることはすでに述べた。そのことに思い至ったのは、東国(関東地方)の古墳ルートが、三つの地域ブロックに大きく区分されていることが判明したからである。これらのブロックが大和王権とどのような政治的関係を結んでいたのか—それが筆者の東国政治史に対する核心的課題となった。

これらのブロックは、中央低地帯と東京湾によって大きく東西に分離され、さらに西部では、武蔵野台地によって南北に隔離されていた。しかし、政治的なブロックはこの通りではなく、あるいは大きく、あるいは微妙にずれていたのである。中央低地帯の北限には渡瀬湿原があり、その北部を一本の古墳ルートが貫通している。文献から知られる上毛野と下毛野の連合体の存在から、このルートを介する東西の大きなブロックが、北武蔵勢力まで含めて政治的にまとまっていたことが理解される。一方で、相模・南武蔵・房総には横穴墓群が広範に分布しており、それを指標にして、大きな政治的ブロックを想定することは可能であろう。このようにして、東国を南北に二分する二大勢力が想定され、横穴墓制を大和王権の先兵とすれば、北の勢力は独立的で、どちらかといえば反大和王権であり、南の勢力は直姓国造を輩出した、大和王権に従属的な勢力であったと対照化できよう。

問題は両勢力が交錯すると思われる、霞ヶ浦を中心とする東部の太平洋岸地域である。毛野連合は5、6世紀には陸奥(東北地方)で活動していた形跡がある。陸奥に進出する場合、中通り方面と浜通り方面の二ルートが考えられる。中通りへは下毛野領から那須高原を通過して白河へ出るが、これはとくに問題はない。浜通りへは、那珂川河口から船運で北上するのが最速手段である。それにはどうしても茨城国造領を通過して、河口付近に中継地を確保し、旅団を船団に組み替えなければならない。そこで筆者は、毛野連合と茨城国造の緩い連合を想定しているのである。一方で、茨城国造は霞ヶ浦を挟んで、(下)海上国造と対峙している。この関係はすでに論じたように、霞ヶ浦の浮島

信仰を介して、平和共存的な関係にあったのではないか。浮島と鹿島・香取の対立は、そのまま在来の伝統勢力と大和王権の葛藤を反映していた。海上国造が今回の考察で、反大和王権的色彩が強いことが判明した点も、毛野連合と一脈通じているであろう。

こうして筆者は、大化前代における東国の政治地図を、北に位置する独立的傾向の強い勢力として、上・下毛野連合と北武蔵（无邪志）・茨城国造・海上国造のグループ、南に位置する大和王権に従属的な勢力として相模・南武蔵（胸刺）・印旛国造・中南総諸勢力のグループとに二大別する構想を描いている。

③大化前代—後期古墳時代私観

古墳を素材とした交通網の復原は、当然のことながら大化前代—後期古墳時代の在地社会の一角を明らかにする作業でもある。そこでこの時代が背景になっていることは、筆者にとってはなかば偶然、なかば必然的であった。というのも、大化前代—後期古墳時代に特別な親近感があるからである。

筆者の学生時代は古代史学が全盛期であった。当時は石母田正、井上光貞、上田正昭、直木孝次郎等の才能溢れる錚々たる学碩が、律令制を遡る大化前代に関する研究成果を、綺羅星のごとく発表していた。そのような学的环境で育った筆者は、静態的で文献史料を総ざらいして行われる律令時代の研究よりも、ある意味で混沌として、研究者固有の想像力、構想力が試される大化前代の国家や社会の研究に、いまだに魅力を感じている。あの時代は、古代史学が日本史上、最も華やかで活動的であったと今後記憶されるに違いない。翻って今日の古代史学は、かつての輝きを失って低迷している。その要因は、黄金時代を過ぎ去って人材の散逸した面もあろうが、ソ連の崩壊に伴う唯物史観の失調も大きく影響しているであろう。唯物史観の功罪はともかくとして、その歴史認識の大局観は、いわゆる実証主義史学者も引きずり込んで、大化前代の研究をリードしていた。これからは研究者一人ひとりがグランドプランを提示して、研究を進めていかねばならない。

この時代に関する筆者の研究指針は、文献史学にとどまらない。近藤義郎の『佐良山古墳群の研究』は決定的な針路を導いた。ここで筆者は、考古資料を専門性を追求して、珍奇なものも含め幅広く知ることよりも、それを社会構成史と関連づけて、ありふれた資料でも深く解釈することの方が、歴史学にとって優れているということをも身をもって勉強した。考古学

は歴史学の一分科である。

さて、大化前代の房総政治史を一応概観したのではあるが、それに付随する大きな課題が残されている。それは第一に群集墳、第二に横穴墓と横穴式石室の外来系譜の問題である。いずれの問題も大まかな見通しは立てているのだが、今回は資料を揃える時間が足りなかった。「展望」として中途半端な憶測をたてるよりも、きちりとした論文の形に仕上げてみたい。

注

- 1) 拙稿 2011「房総半島中央部の横穴墓制について」『研究連絡誌』第72号(助千葉県教育振興財団)
- 2) (助千葉県文化財センター 2003『千葉県所在洞穴遺跡・横穴墓詳細分布調査報告書』)
- 3) 下記文献の資料を引用した。

§ 九十九里

大網白里町

山口直人ほか 1986『千葉県大網白里町瑞穂横穴群』(助山武郡市文化財センター)

山口直人 1995『道塚横穴・ヤグラ群』(助山武郡市文化財センター)

小林信一ほか 1999『県道山田台大網白里線埋蔵文化財調査報告書2—大網白里町餅木横穴群—』(助千葉県文化財センター)

黒沢崇 2002『大網白里町宮谷横穴群—地方特定道路整備埋蔵文化財調査報告書—』(助千葉県文化財センター)

匝瑳市 (旧八日市場市)

道澤明ほか 1991『千葉県八日市場市鷺ノ山横穴墓A群発掘調査報告書』鷺ノ山横穴墓群調査会

萩悦久ほか 1998『千葉県八日市場市横穴墓群発掘調査報告 (鷺ノ山横穴墓群・吉田小下原横穴墓群)』八日市場市教育委員会

本多昭宏 2001『千葉県八日市場市八重崎横穴墓群—急傾斜地崩壊対策工事に伴う埋蔵文化財調査—』(助東総文化財センター)

多古町

村田一男ほか 1974『逆並白貝古墳群66号墳・高津原横穴群—千葉県香取郡多古町遺跡調査概報—』多古町教育委員会

旭市 (旧飯岡町)

佐藤克巳ほか 1977『千葉県海上郡飯岡町平松岡横穴発掘調査報告』千葉県教育委員会

銚子市

小林弘美 2002『銚子市大八ッ横穴群発掘調査報告書』銚子市教育委員会

§ 東上総

茂原市

及川淳一ほか 1982『山崎横穴群』(助千葉県文化財センター)

谷句 1987「上永吉鏡谷横穴群の調査」『茂原市文化財センター年報1』

谷句 1987「野本横穴群 (旧富士見台) の調査」『茂原市文化財センター年報1』

津田芳雄 1988『山崎横穴群』(助茂原市文化財センター)

松本昌久 1993『猿袋横穴墓群』(助長生郡市文化財センター)

長柄町

松本昌久ほか 1991『千代丸・力丸横穴墓群』(助)長生郡市文化財センター

睦沢町

星龍象 1982『東谷横穴墓発掘調査報告書』睦沢村教育委員会

鈴木庄一 1990『長楽寺横穴墓群D地区発掘調査報告書』睦沢村教育委員会

松本昌久 1996『石川横穴墓群B支群発掘調査報告書』睦沢村教育委員会

長南町

小久貫隆史ほか 1992『小谷横穴墓』(助)長生郡市文化財センター

津田芳雄ほか 1998『米満横穴墓群』(助)総南文化財センター

風間俊人 1998『久原B横穴墓』(助)総南文化財センター

いすみ市 (旧岬町)

橋口定志 1983『東前横穴古墳群』夷隅郡教育委員会

§ 西上総

木更津市

実川理ほか 1990『請西遺跡群 I (諏訪谷横穴墓群)』(助)君津郡市文化財センター

西川崇浩 1996『中尾遺跡群 I (石神横穴墓群)』(助)君津郡市文化財センター

富津市

岡田茂弘ほか 1973『大満横穴群調査報告』富津市教育委員会

野中徹ほか 1977『西山横穴群調査報告書』西山横穴群発掘調査団

野中徹ほか 1978『神宿横穴群発掘調査報告書』神宿横穴群発掘調査団

戸倉茂行ほか 1985『岩井作横穴墓群』(助)君津郡市文化財センター

君津市

小高幸男 1996『市宿横穴群発掘調査報告書』(助)君津郡市文化財センター

§ 養老川中流域

市原市

千葉県 1929「高滝村外部田横穴」『史蹟名勝天然記念物』第六輯

千葉県 1929「鶴舞村大和田横穴」『史蹟名勝天然記念物』

第六輯

千葉県 1929「鶴舞村池和田横穴」『史蹟名勝天然記念物』第六輯

小山剛 1953「馬立遺跡発掘調査概報」『若木考古』第18・19号

二宮栄学 1970「米沢横穴群調査概報」『市原地方史研究』第7号

杉山晋作ほか 1972『西国吉横穴群』西国吉横穴群発掘調査団

野中徹ほか 1977『岩横穴群発掘調査報告書』岩横穴群発掘調査団

高橋康男 1988『大和田遺跡』(助)市原市文化財センター

兩宮龍太郎 2010『市原市西国吉横穴群』(助)千葉県教育振興財団

4) 拙稿 2010「古代東国の交通網—大和王権の道—」『研究連絡誌』第71号(助)千葉県教育振興財団

5) 4) に同じ。

6) 吉田東伍 1904『大日本地名辞書』

7) 『日本書紀』安閑2年5月条の諸国屯倉設置記事中に、備後国として、後城・多禰・来履・葉稚・河音の5屯倉が記されている。吉備五郡をこれらに比定すれば、白猪屯倉は比較的近距离にある複数の屯倉を、一元的に統合して創られたことになる。

8) 津田左右吉 1948『日本古典の研究』(上・下)

9) 坂本太郎 1988『大化改新』(坂本太郎著作集第6巻)

10) 中田薫 1943「我古典の部及び県に就て」『法制史論集』第三集(上)

11) この時点における田部集団は、その母体である屯倉が「国」へ発展改組された以上、田部という部民的性格を脱却して、より一般的な、令制下の公民に近い存在に変質していた可能性がある。たとえば、生産物の一部私有化、園宅地の分与、編戸制の導入等が考えられる。

12) 4) に同じ。

13) 4) に同じ。

14) 1) に同じ。

15) 4) に同じ。

16) ヌ

17) ヌ

18) ヌ